

ミ ッ ト

4 号

爆発物取締罰則違反に問われている

共産同盟 RG に救援を！

— 1973.7.1 —

ミ ッ ト の 会 —

モウシ

共産同RG四君に対する救援の呼びかけ

ミットの会

この雑誌は、爆発物取締罰則にとどめている共産同RGの四君に対する救援紙「ミット」の発展したものです。このたび被告人達の獄中意見の交換の場であった「ミット」を公表し、次の四つの点から、広く救援を訴えます。

(1) 爆発物取締罰則は、刑法における内乱罪や外患罪と同様、この社会的根本的変革を禁するため、特別の重罪を規定している「行政命令」です。この罰則の目的は、他の一般犯罪の様に、「行為」の社会的責任を問うことではなく、その形式をもって、革命の意志、革命の思想そのものを罰することです。つまり、この罰則は、刑法の参考書が「国家の存立に対する罪」として分類する如く、直接に、現在の国家・社会体制を守るために存在しており、明治17年「太政官令」によって制定されて以来、百年にわたって、他の法律がどのようにかわらうとも、貫して時の支配者にひきつがれて来た、数少い法律の一つです。社会の根本的変革をめざすというの、一つの政治的・思想的立場であり、現在の国家・社会体制を守るういうのも、又、それと対立する一つの政治的・思想的立場です。

織」を、そして、その背後に、数十万の人々の果敢な実力闘争をみているのです。しかも、この数年の闘争を先づれとして、ひきつづいて発展している労働者階級の闘いを前にして、あの「悪夢」を二度とくりかえさないよう、双葉のうちに「革命の意志」をほうむろうとしているのです。

だから、「裁判」という形式をもつて「実力行使」されているのは、ただ四君だけではなく、この反政府実力闘争全体であり、その報復でおどろかされているのは労働者階級全体なのです。権力が問題にしているのは、どこで爆弾が破裂したということだけではなく、この一連の闘い全てなのです。だからこそ、私達は、四君の闘いを、彼等の孤立したものにしてはならない義務があるのです。

(3) 共産同RGや連合赤軍のいき方については、多くの意見があります。現に、「総括」を通じて、四君も又、互に論争を行つております。しかし、ここに混同があつてはなりません。そのような反省は、労働者階級が勝利への道を歩むには、どうすべきかという観点から點からなされるのであって、その大前提をあいまいにした立場からの批判や、支配者階級の側からの責任追求とは全く無縁なものです。ましてや、あの闘いが、日本労働者階級とは無関係の小ブルの急進主義運動であることで、切り離すのは、先述の権力の狙い所ではあります。私達のすべきことではありません。その行き方には「いろいろ議論はあつても、彼等四君の行動が、反政府実力闘争が生み出した一つの帰結であり、あの反政府実力闘争が、日本の労働者階級の闘争の一環であつたといふ根本的な事実評価をくつがえすことは出来ません。現在の運動の到達水準から、あれこれと過去を批判するだけでなく、より一層の運動の発展をねがうならば、まず、労働

この二つの立場は、相互に争い、対立しあう関係であつても、一方が、他方を「裁い」たり、「罰したり」できるものではないはずです。ところが、この罰則やその他の「国家の存立を危くする罪」においては、後者の立場に立つて、後者のつくりだした「論理」によつて前者を処置しようとしているのであり、私達は、そのようなものは、決して公正中立な「裁判」でも、「社会的責任の追求」でもなく、現在の支配階級による、現社会体制の防衛のための、「実力行使」でしかないと考えています。言葉をかえれば、彼等四君は、支配者の「現体制を何がなんでも守りぬく」という意志の宣言と、労働者階級に対する威かくのため、犠牲の羊になつてゐるといわざるをえないのです。私達は、まず根本的に、このような非道を許すこととは出来ません。

(2) では、なぜ、この四君が犠牲の羊にまつりあげられているのでしょうか。それは、彼等の属していた共産同RGの思想、行動、組織が、連合赤軍などと同じく、67年から始まつた、一連の反政府実力闘争から発展した一つの姿であるからです。支配者階級は、この四君のうしろに、共産同RGや連合赤軍という「革命をめざす組

者階級としての最低の責任——四君と共に、敵の報復に対決する——を果すことが必要だと思います。

(4) 国家公務員法に、公務員の資格要件として、「禁固以上の刑に服していないこと」が定められており、日本の社会制度は、被疑者、被告人、受刑者等々に対し、全く過酷かつ非道な懲罰体系をそなえています。このため、普通でも、被疑者等々はその人権を極度に制限され、その生存権すらもが、おびやかされています。しかも、この四名の場合には、先ほど述べた如き、政治的背景によつて全く理不尽な人権無視が横行しています。私達は、被疑者、被告人、受刑者に対する全ゆる社会的権利の保障を要求するという観点から、この四君に対する権利の制限に断乎反対し、その闘いを共に闘つていくことを直接の任務としなければなりません。

今日、四君に対する救援のたちおくれから、権力による彼等四君の人権侵害は継続無尽に続いています。私達は、未だ弁護団の結成という全く最初の行為を行つてゐる最中です。この雑誌を手にされた方は一日でも早く、実際の救援活動に御協力下さい。

昨年十月の尾崎君に対する東京地裁一審判決（懲役六年、現在控訴審続行中）につづき、七月三日には、竹谷君に対して、東京地裁一審判決（求刑十年）の攻撃がかけられようとしています。「爆破未遂事件」にしてこれだけの重刑をかけて来るところに支配階級の革命運動に対する露骨な報復と威嚇を見ることが出来ます。

私達はあくまで控訴して、この不当な弾圧と斗い、長期不当拘留を強いられている被告同志の早期保釈と無罪判決の獲得に全力をあげつもりです。そのためにも、最近結成された「爆弾弾圧と斗う

救援会議」に結集し、封建時代の弾圧法をそのまま取入れ、自由民権運動弾圧のために、明治17年、太政官令として制定されて以来、

「幸徳事件」をはじめ、幾多の革命戦士の生血をすつてきたこの苛酷な弾圧法即ち「爆発物取締罰則」を撤廃させるべく運動を起してゆきたいと思います。

なお、長期不当拘留と斗っている4人のR・G爆取被告の拘置場は次の通りです。激励の手紙をよせて下さい。

市川平

尾崎力

竹谷俊一

東京拘置所

斎藤哲夫

横須賀市追浜本町一の四四

京都市伏見区竹田向代町

早川和子

京都拘置所

「ミットの会」連絡先、救援カンパ送り先は、次の通りです。

横須賀市追浜本町一の四四

京都市伏見区竹田向代町

早川和子

「ミットの会」

爆発物取締罰則

(「明治17年12月27日太政官布告第32号」)

爆発物取締罰則別冊ノ通制定ス。

右、奉勅旨布告候事。

第一条 治安を妨げ又ハ人の身体財産ヲ害セントスル目的ヲ以テ爆發物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第二条 前条ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第四条 第一条の罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第五条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為ノ情ヲ知テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具製造輸入販売譲与寄藏シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第六条 爆發物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ処ス。

第七条 爆發物ヲ発見シタル者ハ直チニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス。

第八条 第一条乃至第五条ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直チニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第九条 第一条乃至第五条ノ犯罪者ヲ藏匿シ若クハ隠避セシメ又ハ其罪証ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第十条 廃止

被告人の手紙

(A) 竹谷俊一君

前略

一環であります。とくに爆取は、現在における階級斗争の中心環でもあり、敵階級がこの悪名高い反革命弾圧法を徹底的に利用してあるいは発見者の告知義務、その他重罪を適用することによつて革命戦争派や支持者に対し、爆取の「犯人」藏匿や隠避罪をもつてゐる。

五月三十日付お手紙拝見しました。貴方も知つておられるように五月二一日検事は、私に對して、求刑十年の重罪攻撃をかけてきました。これは、私に對してのみならず、共産同(R・G)に対する破防法的弾圧の一環でもあり、また革命戦争派に對する反革命弾圧の

生産され、富がますます少數の大資本家に集中され「貧困、圧迫、

隸屬、墮落、搾取の量が増大するが、また絶えず膨張していき、資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され、統合され、組織されていく労働者階級の反抗の増大を結果し、資本家階級を打倒すること、すなわち収奪者を収奪する最後の鐘をならすこととにむかう労働者階級の階級斗争の条件が不斷に形成されているのである。それ故、敵階級が、ブルジョア国家権力を利用して悪法を乱発し、斗う労働者階級・革命戦争派を弾圧しようと、共産主義の要求ための革命戦争および資本家階級の様々な犯罪行為に対する抵抗斗争は不可避である。「労働用具、すなわち生活源泉の独占者への働く人の經濟的隸属があらゆる形の隸属、あらゆる社会的悲惨、精神的退化、政治的従属の根底にあること」それ故我々は、労働者階級の經濟的解放という大目的のためにこそ、あらゆる民主主義的、經濟的要求のための斗いを利用し、秘密活動を通じて労働者階級を革命戦争へ、共産主義の要求でもつて組織していかねばならない。これが唯一の勝利の道である。惡法弾圧法によってブルジョア社会の階級対立を緩和させようと努め、民主共和制の國家形態でこそ階級斗争の結着をつけるために最後まで斗われねばならないことを否定し、労働者階級が資本家階級が隸属させておくための「平和を！」などなえることは、その人の主観的意図とは裏腹に全く歴史の流れに逆らっているのだということを知らねばならない。

爆取法は、明治の自由民権運動における武装蜂起の弾圧のために、天皇の官僚によって発布されて以来、幸徳秋水のデッチャゲ大逆事件、戦後日共所感派の武装斗争、そして今回の我々革命戦争派といふように日本における革命運動に対して弾圧のために適用され、多

置こうが、爆発物でないものを「使用」することはできないのである。ただ、爆取一条でもつて弾圧したいという一念で、爆発不能であり、何ら実害を及ぼしえないものに対しても、検事は警視庁科学検査所の悪意のあるインチキ鑑定でもつて、科学を悪用し、本件の物を「爆発物」であると認定することによってこじつけをやっているのである。爆発物でないのに爆発物であるとこじつけたいのは、彼らの階級的本能によつて、労働者階級が爆弾をはじめとする武器を持つことを恐れているからである。検事が、全くの悪意ある階級的偏見によつて、本件に対して殺人罪並みの重刑を課すことによつて、私は、これらの権力の陰謀を断固粉砕するためにも、また革命戦争の前進と國際非合法党建設のためにも、あくまで斗う。我々は、自らの実践に対し権力の恫喝や弾圧によつても決して棒をはめたりはしない。自らの行動に枠をはめるようなことをすれば、労働者階級の利害を裏切ることになるのである。自らを労働者階級の政党であると規定し、選挙党として議会における多数派形成によって政権を奪しようなどと宣伝している社会帝国主義・日本共産党日本派は、すでに資本家階級に斗わざして屈服している。彼らの役割は、資本家の費用を安あがりにし、労働者階級の目をくらまし、賃金奴隸制をちよつとばかり長びかせ、救い、そのためにも共産主義者を弾圧することにある。武器を一握持しながら「武器をとらなければよかつた」と言つて、自らの旗に武器をすることを書きつけるような政党がどうして革命をできようか。せいぜいブルジョア政府に入閣して、卑屈にも資本家の番頭になるにすぎない。我々は日共官本派を労働者階級の敵としてはつきり暴露し打倒する。

隸属、墮落、搾取の量が増大するが、また絶えず膨張していき、資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され、統合され、組織されていく労働者階級の反抗の増大を結果し、資本家階級を打倒すること、すなわち収奪者を収奪する最後の鐘をならすこととにむかう労働者階級の階級斗争の条件が不斷に形成されているのである。それ故、敵階級が、ブルジョア国家権力を利用して悪法を乱発し、斗う労働者階級・革命戦争派を弾圧しようと、共産主義の要求のための革命戦争および資本家階級の様々な犯罪行為に対する抵抗斗争は不可避である。「労働用具、すなわち生活源泉の独占者への働く人の經濟的隸属があらゆる形の隸属、あらゆる社会的悲惨、精神的退化、政治的従属の根底にあること」それ故我々は、労働者階級の經濟的解放という大目的のためにこそ、あらゆる民主主義的、經濟的要求のための斗いを利用し、秘密活動を通じて労働者階級を革命戦争へ、共産主義の要求でもつて組織していかねばならない。これが唯一の勝利の道である。惡法弾圧法によってブルジョア社会の階級対立を緩和させようと努め、民主共和制の國家形態でこそ階級斗争の結着をつけるために最後まで斗われねばならないことを否定し、労働者階級が資本家階級が隸属させておくための「平和を！」などなえることは、その人の主観的意図とは裏腹に全く歴史の流れに逆らっているのだということを知らねばならない。

私の裁判において、検事が述べた論告は、全く資本家階級の政治的アジェンダであり、彼らの階級利害を露骨に言いあらわしたものにはかならない。

そもそも本件に対して爆取一条を適用するということは、思想性に対する弾圧、および組織に対する弾圧であり、ブルジョア法でいう「行為」を裁くというものでは絶対にない。なぜならば、本件において、検事の言うがごとく、本件で「使用された」ものは、爆取に言う爆発物ではないのであり、本来爆発不可能であったのであり、それゆえ實際、爆発していないし、建物（交番）や人にも損害を与えてないし、与えられようはずもなかつたのであり。検事は、起訴状において本件の目的が「治安を妨げ、かつ人の身体、財産を害する」ことであると、彼自身の主觀を述べているが、しかしそれをもつて「使用」したというふうに検事は解しているが、しかしこれは詭弁以外のなにものでもありえない。なぜなら、本件の「爆弾」といわれる物は爆発不可能だったのであり、その物をどうしようと証明されていないのである。また、いわゆる「爆弾」を設置したことによって「使用」したというふうに検事は解しているが、しかしこれは詭弁以外のなにものでもありえない。なぜなら、本件の「爆弾」といわれる物は爆発不可能だったのであり、その物をどうしようと爆発させることはできなかつたからである。すなわち「使用」することは爆発させることであるのに、爆発物でないものをどこに

三井銀行大森支店の行員は、金融資本家の手先となつて、私を捕させるために積極的に協力し、警察につき出した。このことは、三菱独占資本をはじめとする資本家階級が、自分らの利害に危害を加え労働者階級を支配・隸属させておくための「平和」に危険を感じさせるような人間は積極的に國家権力によって「清掃」するという手口をまさざと実行したということである。

政治警察および検察は、私に頻りに転向するようになつた。お定まりの朝から晩までの取調べにも全く資本家の手先として熱心に口説きおとそと努めた。ある警察幹部は、私の身辺捜査の成果を利用して、両親が存在せず弟と祖母しかいないということについてころで「就職口をさがして、その保証人になつてやろう」ともちかけ転向するようになつた。彼はまた「私は前にも何人も就職を世話して保証人になつてやつた」などと言つてゐる。このように権力を利用することによって人の思想を変えられるなどと考えるのは大まちがいである。またあるデカは、私に「組織と個人とどちらが大事か」などともちかけ、ブルジョア個人主義を盛んに煽動した。労働者階級にとって唯一の武器は、組織のみである。労働者階級は、組織と規律を恐れないし、組織と切つても切れない。組織と個人を切り離して考えることはブルジョア思想であり、連合赤軍及び旧神奈川「左派」の組織問題に対する考え方、すなわち「共産主義化」論や、党・共産主義の母体論もこのよくなサーカル主義的・個人主義的組織觀の裏返しである。

政治警察は、連合赤軍の「肅清」が明らかになると、狂喜してに屈服をせまつた。それにはこう答えねばならない。「肅清を不可避の代償として斗われた連合赤軍の銃撃戦を支持する。それは、労

「我々はブルジョア階級の革命戦争派に対するあらゆる敵対を打ち
てあれこれ主張することは結局、銃撃戦に対する敵対につながり
しえた。肅清と銃撃戦とを切り離し、肅清を避ける種々の条件に關
して党があらゆる困難をのりこえて建設されなければならないことをお
勵者階級に対し、革命戦争の不可避性を示し、革命戦争を担う前衛

一我々はブルジョア階級の革命戦争派に対するあらゆる敵対を打ち砕き、連合赤軍の党的破産を革命戦争の破産と考えている日共官本派・革マル・日向派と断固として斗う。」

政治警察は、いわゆる「関西の人間」はぐるく、私のような「東北の人間」は純朴だから、彼らに利用されているのだというようなな子供だましの論理を使つたり、あるいは烽火一派などを「りこうだ

」と讀めたたえ、「彼らに従つたほうが良かつたのだ」と日和見主義者への屈服をせまつた。このような言動は、71年秋の分派斗争の意義を全労働者階級につつみ隠し、共産同（RG）結成の意義をおおい隠すものであるから断固粉碎する。

(B) 斋藤哲夫君

前
言

かわらず人々を弾圧している。その一人であるF氏は去る五月二日に東京地裁において、懲役8ヶ月、執行猶予2年の「犯人隠避」による有罪判決を下された。こういう根も葉もないデッチ上げ弾圧に対して、断固抗議する。

上で、この数カ月間の表面的治安恢復をもたらしているという事実は、単に我々が「権力と斗っている！ 斗った！」というだけでは何も語らぬに等しく、市兄の意見にある通り「いかに人民を組織するか？」について明確な指標を持つて全人民に提起しなければならないと考えます。今、ドキュメント風にということでこれを書けば、ただ「俺は再生した！ 斗った！」ということしかならず、真に意図するとところの「権力への痛打」という点からの成果は皆無に等しくなると思います。しかし、一步進んで考えるなら、現在獄中で斗い抜いている爆取被告の連帯と前進へのメド等という点についてはある一定程度の事は必要不可欠の事に思える。これが、この一つの成果をもう一つの成果に継続する有効な一つの方策だと思います。従つて、この点から考えて自分はこの件について何らかのことをし

たれはとお意しました。但し、前にも書いた理由で、一九二〇年「ト」という形式のブルジョア性を指摘し、自由な形にしてほしい旨に事実のありのままにというのが旨です。現在のブル新の大半はこの形式をとり、さも「中正」であるやうな様子をしていますが、このこと自体がブル的だと考えます。事実を書き、受け取り方は自由といふこの形式の基本形は言論弾圧の下では主な宣伝形式となります。が、逆に自らの志向を正確に提出し、組織し、斗争するという小生らの目的と合致しません。どころかより積極的には、この正確な方へ向づけが欠けることが、組織性を曖昧にするという反動性を持ちます。67年から徐々にではあるが発展した武斗の中で、その後方とも第二の武斗派的存在として同様に発展して来た「ベ平連」的体質は、その非組織非規律性故に「自由だ！」という御都合主義を生み出します。

俺が組織だ！」という組織の内在化を放棄した結果、現実に存在す

え、敵階級・政治警察がプロレタリアート人民に対し非合法党への不信をあおりたてる材料を与え、敵を勇氣づける利敵行為であり、党に対する責任の放棄だからです。私は、また「自供」することによって、尾崎氏は正月に完黙していたにもかかわらず、再逮捕、「自供」の一審、懲役六年の判決（求刑十年）の弾圧を許

以上あまりまとまらない感じですが、検事の政治的アジテーションと求刑十年の重罪攻撃に、大きな憎しみを抱きつつ、断固これを粉碎し、爆取粉碎を斗いつつ、共産主義革命のための、自己批判―戦斗宣言としたいと思います。敵階級を許すな！

先程、力兄からと市兄からと二通一度に手紙を受け取り、今そ
の両方を読み終えたところです。ドキュメントの問題、やはりも
う少し時間を置きたい。力兄は「ドロドロしたもの」と主張し
ますが、それは決して我々の利益にはならないと思います。我々
は57年から、近くは67年からの武斗の成長の上に今日この獄舎に
「爆取被告」として入っています。成長したのは我々だけでなく、
全人民と反革命の先・警察・検察・裁判所…全社会の最も激
しい対立点を形成している革命と反革命の相方が成長したのです。
この成長は権力と我々の斗いの全ての面を引き出してお、その

た。(三谷論文の中で「パリケードの中からの腐敗……」と語られた内容)。この「自由」こそが我々を内から突き崩して来たものであり、旧ブントから生まれた「パルチ派」「八木沢派」として表現される反革命なではなかつたか? 我々が今日まで斗つて来たこの内容はこの党建設を自己目的として追求しつつ、この自由派との斗争だつたと思う。小生は、我々の組織が全滅するまでこのブントの一員であり、このブントは小生自身が存在する限りに於て決して全滅することはない。12・18路線を追求するに当つての技術主義、従つてその軍事優先主義への批判は12・18路線を生みだした背景と共に総括・強化されなければと考えている。我々は12・18路線のそもそもの持つ矛盾を明らかにすることを緊急な任務として自覚しているし、同時にそれが革戦派の統合という12・18路線の強化・追求という点で集約する任務をも自覚している。全てを党建設へ! これが小生

の唯一の指標であり、一文を書く時の目途である。この自分にとつて自由な立場から批判を希む様なドキュメントタッチは絶対に許されるべきものではない。あえて批判の前に立つ氣で言うならば「時にはナチ将校になる」ことが今の小生の目的に合致する。上級の決定に従う！ 将にナチ！ 党が造られる為にはあえてこの原則を第一にすべき時代なのである。自主・自律・自力更生を前提にしての團結。それは命令に接する時、いかに團結が克ち取られたかがわかるということです。党内に於ける自主・自律・自力更生がいかに大切かを知らなければならない。我々は自らが逮捕された自ら組織の外に立つ方を選んだ。これは「組織がつぶれた」結果ではなく、明らかに自己が自己の内にある組織＝自主・自律・自力更生つまり「俺が組織だ！」という組織の内在化を放棄した結果、現実に存在す

る組織が崩壊した、つまり『崩壊させた』のである。簡潔に言おう。組織がつぶれた結果、我々は自供した（させられたではなく）のではなく、自らがこの運動と組織を否定放棄することを「自供」として表わしたにすぎず、その結果として組織と運動がつぶれた（つぶされた）のである。赤軍も革左も我々も、全てこの國式から抜け出ることは出来ない。我々が12・18路線を離れて自由な立場から12・18路線と現在の革命派の状勢を論じるということは、自らの内なる組織を離れた評論家に墮すことではないか。「自らが組織だ！」と考えることは自らの運動と立場を持つて活動することであり、小生は自らが、ブント12・18路線派であつたことを否認することもない限り、12・18をめぐる全ての責任は自己に負わなければならぬと思う。その勝利も敗北も、名譽も不名誉も。当然である。小生は「ブント12・18路線派」であったことを誇りに思っているし、今も（若し、「12・18派」が解体しているのであれば）その再建を唯一の目標としている。小生はこの12・18の上に立つてその矛盾を明らかにしつつ、この『路線の強化』を目指して各人と意見を交したい。この12・18路線を離れた立場は自ら防衛すべき何ものもないことであり、他党派、権力を問わず、自己の存在を刻印する敵はなくなる。勿論、自供と他党派への転向は異った内容を持つが、しかも両者は自らの志操の放棄として組織を破壊するという点で明確に異なる。なしくずし的な党派解体は、明確な敗北の総括をもたらす党派解体よりもずっと反動的であると考える。自分が党だ／と宣言する事は、とりもなおさず自らがその組織の建設に責任をもつことであり、その組織の過去と未来を確實に革命的なものとする義務を

を持つ。12・18略線の技術主義・軍事優先主義は、我々が未だ革命的で戦争を持続的なものとして斗い抜く力量を持たなかつた、その力不足を技術主義と軍事優先主義でもつて補な（える）と考えたのではなく補わなければならぬ（と考えた）った結果であつた。「言うなら」との誤りは自らがその真只中にいてさえ、若干の危惧を抱いていたものである。小生は今も言うべきだと思っている。「あの時点では（10・8に至る以前）は技術主義・軍事優先主義は必要だつた」と。我々がこの方法を把る以外に、党内にいたる反軍事派、反武斗派、反革戦派を圧え、12・18の2派止揚・8派解体を体現することは出来なかつた。しかし、これも我々のこの左右の共存の一時の延命でしかなく、10・3を向え、反革戦、反武斗派が先ず堕落した。この段階で我々は（というより小生は）この技術主義になれ、サークル主義を持つてこの危急を乗り切ろうとした。党内左右の対立は、我々の大前提Ⅱ武斗派としての解体の危機をもたらし、それを乗り切る為に把つた軍事優先主義は、一時の延命と共にサークル主義を導き出しう、必然に我々は権力の未曾有の大弾圧の前に今や壊滅の危機に陥つてゐる。今、我々は重大な危機に直面はしているが、壊滅したのではない。我々、一人ひとりがこの時期に自らの立脚点を明らかにし、党へ再結集し直さなければならない。この時期に我々はこの点を忘れて、「自由な立場」で論争を始めるなら自分の手で自らの党派を解体することであり、最も重大な——あの我々の苦い体験に並ぶ反革命と言えよう。我々がこの中で得た貴重な体験は、單に斗いへの渴望だけでなく、今一度党員として党組織者として、それ以上に党そのものとして自己を認識させることだと考えます。この自己の党の欠点はそのまま自己の欠点であり、弱点であり、これを克

生への第一歩として総括しなければならないのではないか？ 小生はこう考え、従つて、この総括を後に提起する責任をも引き受けなければならない（引き受けねばならなくなつた）と思つてゐる。

早川
姉

6

誠に連絡が遅れて申し訳ありませんでした。六月一日夕食の直前（四時三〇分頃）市兄と力兄から手紙が来て、その両方の手紙を読み終え、夕食後すぐこの手紙を書き出しました。当初は尾崎兄と市兄とは各自に手紙を書こうと思つて力兄の分から書き出したのですが、書いている内に力兄、市兄共通の問題として提起しなければならない事を痛感し、途中からそのつもりで書きました。従つて書き出しと中頃からとは少し書き方が違つ様ですが、別に良いと思ひます。ここに書いた内容は、小生の危機意識を暴露したもので、力兄や市兄の最近の手紙について強く感じているものです。ミット編集の予定があれば、ぜひ載せてほしいと思います。でなければ一通を市兄へ、一通を力兄へコピーして渡して頂きたいと思います。貴姉も御承知の通り、我々は12・18路線にふみ出すと同時にプラグマチズムの組織運営を行つて来ました。これは指導者のあれこれの資質の問題ではなく、我々が抱えていた左右対立の組織状況によつて、必然化されたものであつて、この結果をもつて我々が自らの革命家としての資質は勿論、指導者のあれこれの資質・性格を論じてはならないということです。必然的であった、としてまた免罪符を発行してはならないのは当然です。なぜそちらなればならなかつたのか？　当時の状況を想い起し、一つ一つその意味を考えて行きました。未だ我々は防衛しなければならない、いくつか

の事柄を抱えてはいますが、それも含めて、我々がバラバラの個人としての被告人連絡会ではなく、将にRG被告人團として再團結する為に、さらには共通の目標をもつ单一の「党」として結合するため、12・18路線の総括を行なわなければ、と考えています。小生は我々が権力に屈服した時と同じ危機を、今の我々の結合關係の上に観る気がします。何かと一人で大変でしょうが、頑張り抜いて下さい。小生もこの中で出来ることは積極的に行なっていく気です。よろしく。より強く、より確実に斗うために！

一九七三年六月二日

(C) 市川平君

齊藤同志へ！

コピー入りました。兄の手紙、新たな斗いの戦斗宣言として、決意表明として受け取っています。兄は私が、12・18路線を放棄しているかの如く批判していますが、誤解があるようです。しかし我々は、12・18路線及び秋期武斗を革命党建設の問題として総括しようとしているのであり、多少の誤解があつても、その点をこえるなら、お互い許しあえると思いますので、私も多少の誤解を恐れず兄の批判に答えるべきだと思います。私と兄の言わんとする所は同じであります。同じことを別々の方から主張しているのではないかと思ひます。私が自供したのは、兄が指摘する様に、「俺が組織だ！」とする組織の内在化を放棄したことです。これは正しいことです。しかし、それがストレートに自主・自立・自力更生として強調することはこの

対従うといつたことで無政府主義・合法主義との斗争を進めたのです。しかしこれは権力斗争を媒介とするよりも党派斗争を中心としたので、RG戦士の戦斗性を萎縮させ、組織が『上意下達』的な、官僚主義的・規律主義を生みだしたのです。これは軍事組織建設の過程において、合法主義・無政府主義との斗争という意義があつたのですが、その官僚主義が続くのは、あくまで12・18路線という政治的團結が守られていた段階において有効だったのです。我々の自力更生は党的團結としての、政治的一致を内容としていたのであり、この政治的内容を抜きにした自力更生は、我々が貫して批判してきた軍事無政府主義・自然発生性・戦斗への回帰なのです。このことをはつきりさせないならば、我々はブンドの党内斗争の成果を全て放棄することです。組織路線としての自力更生を政治・組織路線として拡大し戦斗団へと解体するのは、党を連合党・統一戦線党へと低めることです。我々は、71年の9月段階で分派問題が公然化した時、組織無政府主義・解党主義の横行を阻止する為、分派を結成する資格（？）が語られましたが、それは①12・18路線に代る党的内容を持つていてこと。②指導部に代る方針を有していること、等として語られたのです。（少なくともあの時点で、①②は正しいと私は思っていました。）この分派問題に関しても示された様に、我々は、安易な解党主義に対して警鐘を発したこと、その限りで党的團結へと論争を進めようとしていたのです。しかし烽火派は、12・18路線を放棄し、武斗を放棄し、脱走したのです。この脱走こそ、彼等の組織に対する態度であり、無政府主義と連合党への解体であり、我々の目指してきた党内斗争、12・18における軍事組織の内実を放棄したのです。問題は12月以降の我々の行動です。我々は

間主張している様に反対なのです。それは指導部を批判するか、どうかとする所で意見が別れるのは、やはり、もっと深い対立点があります。それは、12・18の放棄として兄が私を批判していることでも関連してくるのではないかと思えます。我々は自力更生を、あくまで組織問題として抱えるべきであり、政治・組織問題として抱えるのは、間違いであると思います。そのことは政治組織問題としての総括を個人の責任へと解消する傾向を持つことであり、組織としての政治的総括、指導部としての責任を不明確なものにするでしょう。我々の12・18路線は、第二次ブントの危機論型革命論、政治過程論的な自然発生性、急進民主主義的左派的な斗争を総括して党的立脚する為に各分散したのであり、全ての組織が全滅しても、残った部分が自力更生で斗える様なものとして訓練して来たのであり、だからこそ、党的團結を第一としたのです。又党的團結そのものを我々は「12・18」まで党内斗争の中で、獲得したのです。赤軍の様に、戦斗團主義を取らず、ゲリラから党への路線ではなかつたし、故に我々の組織は、合法主義・無政府主義との斗争の為に「3・6規律」が採用されたのです。この「3・6規律」の中でも明らかなく、中央集権の党建設を目指したのです。党的方針に多少の疑問はあるとしても、その方針に代わるべき方針がない限り、従うべきであり、單なる突き上げ、危機感の心情的吐露といったことは極力抑え、そのことを党的方針に代る方針として提出できない限り、党的決定に絶対に反対するのです。我々は、秋の斗いを真剣に総括しようとするのは、次の方針を決定することであり、次の方針が必要なれば、秋の総括も要求されないのです。この時点において、我々は党的團結を放棄するほどの対立点は存在せず、むしろ「12・18路線+秋期武斗」として、12・18路線の深化を勝ち取り、政治的組織としての意志表示及び、非法党としての「対権力斗争」の有効な組織方針を出さねばならなかつたのです。このことをやりきるのは、私も含めた獄外メンバーであったのですが、私は自力更生の『とりこ』となり、更なる戦斗団主義へと純化したのです。この自力更生は、自分で総括し、自分で方針を出し、自分で戦斗を展開していくことです。要求されていたのは、秋期武斗を組織として総括することです。決して個人の次元のことであれやこれやと総括するのではなく、個人の斗つてきた領域には、必ず組織としての総括が必要であり、党としてどうするのか（？）革命党としての態度に迫られていました。その必要性は「うすうす」感じつつも、具体的に救援活動、機關紙の発行という

形では表現できなかつたのです。それは12月以来の斗いの放棄であり、その斗いの放棄を正当化して来たのが、自力更生という個人への解体なのです。これは明きらかに、12・18路線の放棄でした。一にも二にも党的團結を高め、組織的強化を推し進めなければならなかつたのです。もし一人の戦斗員が非合法武斗を斗おうとするならば、必ず兵站としての組織が必要となつくるものであり、又更に斗いを連続的に展開しようとするならば、この組織を強化拡大する政治的質が要求されてくるのです。その意味において我々の12月以来の『沈黙』は斗いの中断であり、分派としての政治的活動の正当事性を明らかにしないことは戦線逃亡にも等しい行為です。（この意味において、赤報はなんとか機関紙を発行していますが、彼等の共産主義者同盟（RG）なるコマーチャリズムも含めて、彼等は我々の斗つて来た斗争の成果も、又名誉も不名誉も一手に一人占めしたのであり、その意味では彼等を批判できないのです。我々は確かに頑張りました、そのことは、赤軍や革左と共に、武装斗争の総括を共有できる権利を持つていると思います。だが、階級斗争に対する責任の問題に関しては別です。我々の斗つた成果を或る意味では食いつぶしており、再度、階級斗争に登場するときは、泥をかぶる決意とその自己批判が要求されます）。この様にサーケル的に運動を進めることが革命党の原則を否定することです。我々が一貫して批判し、止揚しようとしてきたことを放棄することであり、戦斗団主義、無政府主義への逆戻りです。我々が革命を目指すなら、どんなことがあっても労働者・人民との結合を無視しては成り立たないはずです。組織として、党としての総括をしなければなりません。結果、以上の自力更生は兄や、O氏に対する救援活動の放棄として結

斗をどの様に考えているのか。③ 神左派を解消するのか、党的活動を前提にして发展させるのかどうなのか。④ 獄中メンバーとの関係をどうするのか。又我々獄中メンバーで再度、党的團結をするだけの政治的一致があるのかないのか、私は党的團結をする一致点はあると思います！ 獄外メンバーにしても（獄中の友への手紙）を読んだ限りでは、党的團結を勝ち取れます。我々にとって「12・18」は出発点であり、原点です。

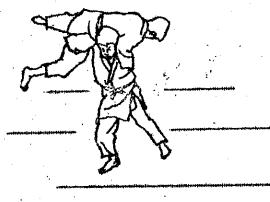
以上、私の意見を述べましたが、兄の批判に対する、反批判とはなつていらない様です。なぜなら、兄が私を「12・18路線」放棄として批判していますが、ちよつと心外であり、私と兄はどこが一致点であり、対立点であるのか（特に12・18に関して）公然化しているからです。ただ、自力更生に関しては多少イメージが違うし、その自力更生を述べることにより、総括の前進になるのではないかと思ひ、書きました。兄の技術主義、軍事優先主義批判はその後の手紙も含めて支持です。☆哲ちゃんの批判に答える形を取っていますので、哲兄、尾崎氏にコピトして送つて下さい。

一九七三年六月七日

果し、権力の弾圧を許したのです。（現在、救援という形での團結はありますが、更に獄外メンバーとの政治的團結に高めたいと思ひます。）我々の組織解体を狙つて権力は、弾圧を掛けて来ており、我々は兄の主張する如く、RGとしての團結が緊急の課題なのです。私の自供も秋期武斗の総括を抜きにした、自力更生のままパクられたのです。パクられて始めて自力更生ではやつてゆけないことを自覚したのです。つまり、我々の敗北的現実を突破するのではなく、現状の敗北を固定化し、組織としての内在化を放棄したのです。では自力更生の再確認と、決意で総括を始めるべきか（？）兄が主張する様に現実の我々は、自力更生を旨としない限り、再生への道はありません。しかし前記しました様に、自力更生は個人へと解体する傾向を充分に持つており、この傾向と斗うのは、我々の政治的共通点を論争し、党的團結を共有できるかどうかから始めるべきなのです。この意味で12月以来の我々は、自力更生の悪しき個人主義に侵かされていたのです。故に指導部の無責任主義、私の自供を批判し、自己批判していくこうと思ひます。具体的には、獄中メンバーを通して獄外メンバーも強引に参加させ総括作業を進める立場です。私は（獄中の友への手紙）を評価していたのですが、その後またこれから兄の自力更生とはイメージが異なるのです。まず我々の共通の党的立場があるのかどうなのかの検討からです。だからこそ、越えて獄外メンバーも強引に参加させ総括作業を進める立場です。ですから兄の自力更生とはイメージが異なるのです。まず我々の共通の党的立場があるのかどうなのかの検討からです。だからこそ、私は（獄中の友への手紙）を評価していたのですが、その後またく『音沙汰なし』なので、彼等が本当に我々も含めた総括作業を考へてゐるのか疑問です。今度は、我々が彼等にどうするのか、総括作業をつきつけて迫る番ではないでしょうか。だから、我々が過去の軍事組織建設の中で勝ち取った様に、自力更生の前提是政治的一致であり、現在では① 12・18路線を継承するのかどうなのか。② 武

に屈する原因を作る事、このような位置付けのもとに、しかもそれが爆発しなければ「こんなチンケな斗争で実刑喰つてたまるか」と考えるのは必然であり、これが例の「思考」の下地を形成していくのはたしかです。もちろん「こんなチンケな斗争で実刑喰つてたまるか」と考えるのは、それが革命的反撃へと組織されてゆけば問題はないのですが、ひとたび革命的でない方向に向った時、坂道を転がる車輪のごとく急速に屈服へと至ります。

ゲリラ斗争をRWの戦術の基軸にはっきり設定し切る事、又ゲリラにかぎらず、全ての斗争を斗う際、その個々の斗いがKQ斗争縦体にしめる位置をはつきり確認する事、これが斗いを権力から防衛する武器だと思います。（後略）



この文章は、本年三月尾崎力君より、総監公舎爆破（未遂）フレームアップ被告団にてられた連帯の手紙から抜粋したものです。

(D) 尾 崎 力 君

（前略）

十月二三日夜、一せいに都内四面道交番など4ヶ所の派出所に仕掛けられた爆弾が爆発し、養育院前派出所と仲宿派出所で、スパイト爆弾が発見され、二五日には、椎名町派出所にも同様のスパイト爆弾が設置されているのが発見されたというものです。警察では、4つの破裂した爆弾がいずれも夜の12時を期して、ほぼ同時に、爆発している事、不発の3つの爆弾がいずれもスパイト爆弾である事などから、2つのグループが共斗して行なった「犯行」と判断したようです。

4つの破れした爆弾についてば、現在に至るまで、その「解決」をみていませんが、3つのスパイト爆弾については、その後、十二月に、京都で、電汽車往来危険罪で逮捕されていたA君が、この3つの不発スパイト弾と、それ以前九月の第4機動隊ユウコウ寮、それ以後十一月の東京地検婦人便所に仕掛けられ、それぞれ爆発した2つの爆弾と計5つの爆弾が、自分の作ったものであると自供するに至り、にわかに「解決」に向うわけです。

A君が何故自供したかについては、よくわかりませんが、とにかく彼の自供により、九月と十一月東京で活動していた共産同の活動家の多くの人々に逮捕状が出たわけです。共産同の下端の活動家

（次の文章を18ページに挿入）

* 我々の党内論争が12・18路線以上は出ていないと判断しているのであります。

* 兄やO氏との関係をどうするのか、救援活動をどうするのか（？）我々の階級斗争の責任をどうするのか（？）

（1月7日付）

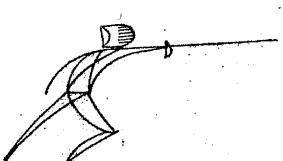
あつた僕にもこの時逮捕状が出、また例のお茶の間手配などの、権力の必死の弾圧の目論みにも拘らず、全国指名手配をかわしつつ革命的に逃亡生活を行なっている竹内氏などにも、A君と一緒にこの5つの爆弾を作ったといふ事での時逮捕状が出ています。

一方、共産同は、この一連の斗争を前后する過程で、御承知の様に、烽火派・赤報派・神奈川派と三分解しました。僕は、この三つの中にも加わる事なく個人に解体し、現在に至っています。今から思えば、この事が、僕の敗北の第一歩だったといえます。三つの分派がいずれも不充分なものであるなら当然にも4つめのフラクションを作つて党内斗争を組織するのがいうまでもなく組織活動の原則です。单一フラクを形成する力量がなければ最っとも自分に近いフラクの一員として自らを位置付け、フラク内論争を組織すべきです。組織からのカイ離——個への解体——活動の停止は、屈服の一里塚です。消耗したから田舎に帰る、下宿にもどる、女の元にころがり込む、これらはいずれも60年代のMの体质です。

党内斗争からの逃亡が、後の私の権力への屈服を醸成していくと言えます。

年が明けた1月7日に、勤めていた渋谷の喫茶店「泉」で前記5つの被暴事件で逮捕されました。その時、僕は店の2階を受持っていたのですが、7~8人の男が上ってきたので、「いらっしゃいません」なんて、バカみたいに客と間違えてると、テーブルに着かなければならぬ客達が、ぐるりと僕の回りをとり囲み、「尾崎、逮捕する！」ときた訳です。

おどろいた（別におどろきもしなかつたけれど、一応世の習いとしておどろいた方がいいだろうと思いおどろいたふりをした）。例



により逮捕状の提示を求めるが、5件の事案が書かれてあった。その時黙すれば23日でバイになるなど、ピンときた。何故なら全く閑知しない4件が記載されてあつたのだから。だから、この時完黙の処分保留で釈放されただけどこれはあまり自慢にならない。完黙すればバイになるのが判つていればどんなバカでも黙をする。絶対絶命ハイツチリ証拠固められていても黙するのが値打ちがあるのだ。この点、「総監——」のF・K両氏の斗いは全く素晴らしい。全く閑知しない事でも一ヶ月以上連日12時間以上拷問をやられ、家業ぶつぶす、妹の就職先まで押しかける、女房ひつたてる、などと強迫され、1年以下の刑、10万円以下の罰金、執行猶予間違いなし、と言われれば誰だつて権力に迎合する。迎合するのが当然で、迎合しないのがおかしい。(失礼!)また、やつてない事をやつたと「自供」するのは、やつた事をやつたと自供するよりカンタンだと思う。何故なら、やつてないからこそ、「自供」しても、後で真実を明らかにするチャンスは残されているのだから。4人の青年が、「やがて明らかにされる真実」に賭け、拷問から逃避する為、権力に迎合しても決して不思議ではない。否、むしろ、彼らが事件に閑知していないからこそ、それはきわめて自然な事として理解される。迎合する事が普通の精神の持主のナチュラルな行動だ。その意味で、迎合を拒否し、キチガイになり切つたF・K両氏の斗いは全く素晴らしい。

現在、日本階Q斗争は、本格的内戦への過渡にある。過渡であり、転換点にあるからこそ、こういったキチガイが必要だ。

現在、権力者は「総監——」フレームアップで、6人の兄弟達にエン罪を問うている。そしてN氏の一審でその弾圧計画を部分的に成功させている。

共に通勤していたのですから。時々は口もきき、「尾崎君も大へんだけれど、一日いくらになるの、え、一時間百八十円、安いねえー、立ちっぱなしでつかれるだろうねえー」などと会話を交しつつ、帰りはもちろん、アパートの前までついてきて、「ゴクローさん、また明日」なんて別れの挨拶を交し、彼ら、ぐるりと遠回りして、アパートの近くの民家に入つてゆくわけです。ぐるりと遠回りするのは、彼らは、その民家に自分達が住んでいる事を、僕に気付かれてないと思っていたからです。

で、神奈川県警のデカは、それこそ、僕の情婦の背中のホクロの数まで知っているのに桜田門のデカは何も知らん。まんざらトボケてたのでもなさう。本当のところはわからないけど。

この時の検事が赤殺しで有名な秋山、カメレオンみたいな顔してシンタンなめなめ、「君イ、人類の歴史は、これ階Q斗争の歴史ですよ。そんな事否定する奴はバカだよ、誰も唯物史観を否定はしませんよ。そうですよ。やがては君達は勝利しますよ。君達は勝利する事を確信してやつたんだから、声を大にして主張すべきですよ。

デカは外事課のデカが主力。僕みたいなチンケな奴のチンケな「事件」には公安一課のデカはついてくれないのか、かなり不満(コレジョーダン)

23日間黙を通して無事釈放、この間僕の親父は警察によつて、高血圧で倒されちゃつたけど。この時デカはかなり熱演、いくらか顔色もかえ、「今、お母さんから電話があつたそうだ、お父さんが高血压で倒れたそうだ。お母さんはこれ以上警察に迷惑かけないよう伝えてくれと言つておられる」と沈痛な趣き。

しかし、この権力の攻勢も、今や、6人の被告とそのQの斗いに敗れたとしても、権力は、そのフレームアップにより、2人のキチガイじみた革命家を作り出した事により、本質的には敗北を喫している。たとえ、弾圧に成功しても、2人が斗い抜いたその質は、いの質が6人に普偏化され、権力者の最後的な敗北が、公判を経るつと明らかになつていつている。

弾圧を目論んだ権力者は、その何十倍、何百倍の反攻を受けねばならない。勝利は我が手に。

話は横道にそれたけれど、F・K氏などの場合と異り、黙すれば23日でバイに間違いなし、という情況だったのでも、その場でヒカラ的おとなしく逮捕に応じる。そして、店の前に手回しよく待たせてある車へ。店を出る時、レジの女の子がかなり革命的に、「マスターが居ないのに、そんな事されでは困ります。あなた達本当に警察の人ですか。身分証みせて下さい。とにかくマスター帰るまで待つて下さい。そんなの困るわ。お店の規則でそんな事出来ないんです」などと、かよわき抵抗を試みてはくれたのだが、デカは、逮捕令状の執行に、「お店の規則」で対抗してこられた事にニガ笑い。「くわ」と一人を残し、「犯人」おつたて車は一路桜田門の中へ。

「いやあ、お前さがすのに苦労したよ。」開口一番かなりしらじらしい事を言い出す。何故しらじらしいかと言うと、僕は毎日(情婦のアパートだが)から、渋谷の喫茶店まで、神奈川県警のデカと

「君、お父さんの為にも全部話して安心させてあげなさい。」などと、ちょっとと考えるとヒジョーにおかしな論理(やつてないと言ふなら親も安心するだろうけれど、やりましたと言つて安心する親はいないだろうから)でせまつてきたのですが、何しろ当人せんぜんそんな事信用せずエヘラエヘラ、何しろ僕の親父は低血圧だったのだから。

何とか釈放されて、喜びいさんで情婦のものへ。途中Qエンセントーその他に釈放された事をTEL。となりの赤電話を、10円玉も入れずダイヤル回すバカもいた。23日間のアカ落し、久しぶりにフトンの上で……。

時は変つて、2ヶ月後の三月三十一日の夕方、所は大阪の親の家、入浴後、タバコくわえていい気分。突然の来訪者、昔、近所に住んでいて、今は大阪府警のデカやつている僕より5つほど年上の「保ちゃん」。お母が出て「あらまあ、保ちゃんお久しうり」。「あんた、保ちゃんやがな。ほんま、久しぶりやねー」などなど。イヤな予感はしたけれど、そこは笑顔で「今日わ、ごぶさたしてます。彼氏ニヤリと笑い、「実はなあ、力ちゃん(小生の名)お前に逮捕状出どるんや、ちょっと福島署まで来ててくれるか」ときた。ピンピンピン、わかりすぎる程ピンピンピン。

とにかく話は聞きましょう。とにかく上つて下さい。などと家中に招き入れ、おどろいた事に、彼の後から7人8人、狭い家中でいっぱい。

「逮捕状あるのん?」「逮捕状ないけどこれ写しや」出された紙切れには、以前の5件の内、閑知しない4件は消えてなくなり、閑知している1件のみかなり正確に書かれてある。グッと対応に困つ

たけれど窮すれば……。

「なんや、これはもう一月に東京でバクられて済んでるやつや、KC 庁から大阪府警に連絡なかつてんない」などとトボける。

意外にも敵の連中動搖し、「ほんまか?」などと言い出す。「ほんまや、ウソやと思うんやつたらKC 庁に聞いてくれ」なんてヤヤ

デカイ顔をします。早速一人が外の公衆 TEL へ戻ってきて、「東京では再逮捕せよ、言うてるそや」ウーン困った。残るは令状

が⑤である事。「なんば再逮捕せよ言つたかて、令状がないやないか。⑥でなくて本物持つて来い」かなり大声。親父も起き出して來

て、「一事不裁判の原則……などと言い出し僕に加勢。

デカ達、頭に来て、「エエイ、ひつたてい！」何しろ多勢に無勢。

カンネンしておむかえの車へ。福島署で煙草2・3本吸つて、すぐ

に新大阪から新幹線で東京へ。春の宵、有楽町の街明り、一月23日

間お世話になつたデカがニッコニコ。

KC 庁の地下で身柄の引渡し、大阪府警のデカ、別れぎわ「保ち

やんをうらむなよ」聞く所によると、僕と兄貴を間違えないよう、わざわざ保ちやんが勤員された由。今回はかなり雰囲気悪い。オッ

かなそうなデカがズラリ。

「弁護士の選任は?」「ゴクイリイミオオイ」

「バッキヤローーテメーまだそんな事言つてんのか! 前と同じ思

つてたら大間違いだぞ」「だから言つたろう、処分保留というの

不起訴じゃねえんだぞつて……」

あくる日から連日12時間~15時間の調べ。

「オマエ、T が全部しゃべつたんだ。お前も知つてたろうけど、

よっぽどの事がないかぎり、同一容疑の再逮捕なんて出来ないんだ。

何しろ最低7年だからな。裁判の事を考える、裁判の事を。」

「お前なんか親父に動いてもらつていい弁護士つければずい分軽くなるよな。」「テメエ、人がしゃべつてる時に眠るんじゃねエヨ」

「目を開けて! 背スジ伸ばして!」

換気扇の風がまともに顔に当る。目がチカチカ痛くなる。どうしてもうつ向きかげんになる。「目を開けて! 顔上げて! 背スジ伸ばして!」

連日夜の11時過ぎまで、敵も頑張る。夜は同じように遅くとも敵は朝寝が出来る。こつちは前夜どんなに遅くとも明くる朝6時には起こされる。当然睡眠不足。睡眠不足の目に換気扇の風がまともに当る。目が痛い。目を閉じる。

「目を開けろ! 眠るんじゃない! 背スジ伸ばせ!」

「言うべき事を言わないから目も痛くなるんだ!」ニヤロメ!

検事は山本、浜田、押谷の3人にタライ回し。検事調べは煙草が吸えないでのただつかれるばかり。日当りがいいのでついウトウト。

「君は眠つてゐるのですか、ヒジョーシキですね。」常識人じやバクダン出来ないよ。4時30分すぎると護送係の警官の親玉が、それとなくさいそくに来る。「あのー、最後のバスになりましたので:

「警察に戻ればあとはデカの取調べ。疲れる。眠い。留置場の看守が見かねて、起床時間をずらしてくれる。敵の戦略かも。」「お前このまま黙つて通すつもりか。T がウソ言つてるって裁判になつたら言うつもりか。T はお前なんかよりよっぽど男らしいよ。僕は軍人です。軍人はやつた事には責任を取りますつて言つてるんだ。左翼つてのは何か、自分のやつた事に責任持たないのか。」

新宿のツリー爆弾みろよ、あの警察官は両手両足切断だよ、その家

Tだけじやない、S だつてそうだ。もうお前らの時代は終りだよ、連合赤軍の事件でな。センターでも奴らのQ はしないそうだ。もう

バクダンなんて言つてる時期じやねえんだよ。」

「何も全部言えとは言わない。逮捕状に書かれてある事は最低認めんしかないよな。」

「これはこれとして新しく出直せよ、きれいに清算して。」

チキンヨー、敗けだ、敵は何でも知つてゐる。チキシヨーチキシヨー。

「T だつてな、A の自供ではわからなかつたんだ。S の話でわかつたんだよ、そしてT の話でお前だよ。お前らの組織なんてこんな抜けてんだろう。何も、自分から言い出す訳じやないんだ。それよからどうせ再逮捕までされてんだから、証拠はありあまるほどあるんだ、認めて、保釈で出て、執行猶予もらつた方がかしこいよ。」

「お前、T は自分のやつた事は責任取ると言つてるんだ。そんなT に全部ひつかぶせるのか、T がウソ言つてると言うのか。隊員が

上から命令でやつたんだよ。お前が自分で言い出したんじやないよな。責任とると言つてるのに隊長は責任取らないのか。」

「わかつてるんだよ。お前が自分で言つてもらう必要はないんだ。ただ、あんまり強性張るとユミさんしょっぴいてくる事にないよ。」

「バッキヤロー、テメエのやろうとしたのは人殺しなんだぞ。ハレツしなかつたからって軽くみりや大マチガイダ。警察官ねらうつて事がどういう事かテメエわかってるのか。」

「お前考えた事あるか、全く関係ない通行人が死んだらどうするんだお前! エ! 僕はいいよ俺は、俺はお前らに殺されたつていいよ。危険承知で警察官やつてるんだ。けれど家族はどうなるんだ妻や子供は! テメエ破裂しなかつたからって軽く考えてちや大間違いだぞ。爆取の一条件はな、別に破裂しなくてもいいんだよ。だからこの事件も、ツリー爆弾も法的には同じなんだよ、解つてるとテメエだよ! 返事しろ! オイ! オザキ!」「お前、あの爆弾はスゴイものだつたそだな、エ、とぼけるんじやないよ。そうだよ例の山梨での実験だよ。みんな判つてるんだ、エ、お前とH が運転して車2台で、エ、中央高速ブッ飛ばして行つたんじやねエか。」「オイ、あの実験はすごかつたらしいな。皆なでおどろいたそじやないか、エ、そんなもの使つて、お前も大した悪党だよ。平氣で指紋ふいてたつていうじやないか。お前の爆弾はな、ちょっとした衝撃でも爆発するものだつたんだぞ。それも知らねえで車に載ん

で走り廻りやがつて、お前なんか利用されてんだよ結局は。あんなすごいもの持たされてよ、エ、どうなんだよ!」

チキシヨー俺はやつた。たしかにやつたけど警官や通行人傷つけ

る為にやつたんじやない。その為に2日がかりであそこの交番さが

したんだ。爆弾の威力だってたいした事ない。スゴイものだつて？みんなでおどろいたって？ウソだ、デタラメだ。人の身体害するなんて不可能だ。交番の建物の爆破なんて考えられない。実験の時だつて7~8m離れた所で見ていて何ともなかつたんだ。そんなチシケな奴を附近に民家のない、人通りのない場所にある交番の脇に、それも、最終電車が終つてから爆発するよう仕掛けたんだ。それにデタラメばかり言いやがつて、それに設置する時失敗してたんだ。一度ひっくり返してるんだ。失敗なんだ。そんな事も知らないで。俺だつて言いたい事はあるんだ。「人の身体、財産を害する」そんな目的なんか持つてなかつた。あの爆弾ではそんな事不可能だ。

おまけに万一をさける為あの場所を2日もかかつてさがしたんだ。チキショー、都合のいいようにばかり解釈しやがつて！」

こうした「思考」が「自供」を大きく醸成していったのは言うまでもありません。この様に僕を「思考」させ「自供」を引き出すのが権力者の意図である事はあまりにも明らかであり、取調官の言葉を聞く事はもちろん、その言葉から何かを「考える」事は、僕達にとっては絶対避けねばならない事は、百も承知しているはずなのに頭の中に芽はえた「思考」は、雪だるまを転がす様に「取調官の言葉をくつつけながらどんどん大きくなつてきます。

「お前、このまま黙つて通して、7年以上の実刑もらうより、主張するところは主張して、軽い刑もらうようにした方がいいぞ。執行猶予だつて充分考えられるんだから、別に認めたつてわかつてる事話すだけだから誰に迷惑かける訳でなし、また認めなきや、言いたい事も言えないだろう。」

そうなんだ。話した方が有利なんだ。主張すべき所を主張する方かしたり。

「自分の事考えろ、自分の事を。お前現在自分がどういう立場に置かれているか考えた事あんのか？他人の事なんか考えられる立場じゃねエンだぞ。名譽とか体裁とか考えられる立場にあるんじゅねエゾ。お前1月の完黙で義理ははたしているじゅねえか。仲間なんて皆な勝手なもんだよ。お前一人貧乏クシ引いてんじゅねエカ。人は人、自分の事だけ考えろ、エ、それとも何か、仲間の仕返しが恐いのか。皆な逃げるのに一生けんめいだよ。RGなんて何もやってねエジやねエカ。終りなんだよ、バクダンの時代は。皆な口先ではいろいろいっているけど、実際何も起つてねエだろ。連合赤軍で終りだよ。」

「お前どうしても話せないと言うのか。それならこっちにも覚悟はあるんだぞ。コラ／聞いてるのか！返事しろ返事を／人がし

よ、エ」

「今日は返事聞くまで終らないからな。お前徹夜の調べなんて出来ないと思ってたら間違いだぞ。警察官はサラリーマンじゃないんだからな。昼も夜もないんだよ。24時間働いて、都民の生活守つてんだよ。お前交番勤務のお巡りの事考えた事あんのか。安月給で、寒い夜中、人が寝ている時に働いてるんだぞ。そんな交番勤務のお巡りねらつて何になるんだ。幹部狙うなら話はわかるよ。派出所の警官なんて、お前らの言うプロレタリアートじゅねえのかよ。エ、田舎から出て来て、年もお前らと変わらない若い警官一人殺して何になるんだ。それだけじゃない。風呂帰りの何の関係もない市民傷つけて何になるんだ。世の中ももちろんこれでいいとは言わない。そりゃ君らの気持も判る。だけど方法が悪いよ方法が。」おどしたりす

行猶予だつて充分考えられるんだから、別に認めたつてわかつてる事話すだけだから誰に迷惑かける訳でなし、また認めなきや、言いたい事も言えないだろう。」

そうなんだ。話した方が有利なんだ。主張すべき所を主張する方かしたり。

「自分の事考えろ、自分の事を。お前現在自分がどういう立場に置かれているか考えた事あんのか？他人の事なんか考えられる立場じゃねエンだぞ。名譽とか体裁とか考えられる立場にあるんじゅねエゾ。お前1月の完黙で義理ははたしているじゅねえか。仲間なんて皆な勝手なもんだよ。お前一人貧乏クシ引いてんじゅねエカ。人は人、自分の事だけ考えろ、エ、それとも何か、仲間の仕返しが恐いのか。皆な逃げるのに一生けんめいだよ。RGなんて何もやってねエジやねエカ。終りなんだよ、バクダンの時代は。皆な口先ではいろいろいっているけど、実際何も起つてねエだろ。連合赤軍で終りだよ。」

「お前どうしても話せないと言うのか。それならこっちにも覚悟はあるんだぞ。コラ／聞いてるのか！返事しろ返事を／人がし

が有利なんだ。黙を通して7年以上の実刑喰うより、認めて、主張すべきを主張して、執行猶予目指すほうが有利なんだ。だが認める事は何を意味するんだ。話すとは／自供とは／屈服で裏切りだ／転向の背信行為だ／背教者になる事なんだ！4年間何を目指してやつてきたんだ。4年間の生活を清算するだけじゃない。一生背教者で生きて行けるのか。思い出せ／何故革命Mに参加するようになつたかを／生れてから今まで受けてきた資本主義社会の抑圧を思い出せ／懲罰隊に思い切り腹を切り上げられた事を、タテでブンなくされ事を思い出せ／権力を憎め／ブルジョアジーを憎め／前の取調べ官を憎め／思い出せ／懲罰隊に思い切り腹を切り上げられた事だつて出来るんだ。とヒドイぞ。そのうち、お前が涙を流して止めてくれつていうような事をしてやつからよ。何もブン殴るだけが捲問じやないんだ。オフクロ連れてくる事だつてユミさん連れてくる事だつて出来るんだ。そのうちヒイヒイ言わしてやつからよ。」

「お前も卑怯な男だな。TやSを少しは見習えよ。Tもかわいそうだな。お前みたいな男の部下で動かされてよ。大体交番勤務の警察官狙つて何になるんだ。やりたけりや堂々と正面から向かつてくれやいいんだ。深夜バクダンなんか置きやがつて、左翼なんて皆なそうだ。卑怯だよ、まつたく、特にお前は卑怯だ。責任を部下に押付けるんだからな、ホントだよ。コラ聞いてるのか。このヒキヨーモノト！」

「卑怯者で自分のやつた事も主張出来ない意氣地なしだよ、お前は、この意氣地なし／何とか言つたらどうだよ、オイ、何も言えないのかよ、コラ／オザキ！隊長さんヨ、聞こえねえのかオイ／この卑怯者、意氣地なし、自分のやつた事は男らしく責任取れ／」

やべつてる時は、その人の顔を見るもんだ。顔上げて／目を開けて／眠るんじゃない／何だそれで開けているのか貴様、精神がたるんでるから目の皮もたるむんだ／背スジ伸ばせ／足くむな／前を見ろ前を！」

「この野郎、顔を上げろ／眼つてるんなら起こしてやるよ、コラ／オノザキ！目を開けろ／フザケやがつて」

「コラ／起きろ／ナメルんじゃないぞ！」「ホラホラまた頭が下る。目を閉じる。立て／立つて目をさせ／」「コラ／聞こえてるんなら返事をしろ！」「何も洗いざらい言えつて言つてるんじゃないんだ。被疑事実だけは認めた方がお前の為なんだぞ。考えてみろ、よく。状況証拠がバツチリで共犯者がしゃべつてんだぞ。まさかお前、黙してりや無罪になると思つてるんじゃないだろうな、いくらバカでもよ。少しでも軽い刑もらう事考えるんだよ。エ、それしかねエジやねエか。裁判でもどうせ認めるしかないんだから。どうせ認めるんなら少しでも早い方がいいんだ。第一裁判官の心証が違うぞ。今しゃべると裁判になつてから認めるのとは。」

「だつて裁判の時認めるつてのはよ、共犯やなんかと連絡取り合つてから認めるつて事だからな。都合のいいように言えるんだよ。だからそんな時になつて認めたつて意味ないんだ。警察に居る時認めてこそ、心証がいいつてもんだよ。」

「何も今日話せつて言うんじやない。明日でもいい。明後日でもいい。今日はその返事を聞かせてもらうまで終らないよ。」

「言う氣があるのかないのか、どつちなんだ。何ない？バッカヤロ、フザケルナ！」

まで、お前がいつまでもグズグズしているからこんな事になるんだ」

「また目をつぶってる。目を開けろ！ 手をヒザの上に置いて俺

の目を見ろ！ オイ！ 起きろ！ 目をさせ！」

「コノヤローー オザキ！ 返事しろ！」 「コラノ オザキ！ オザキ！」

「オーザーキー！ 起ろ！」 「返事しろ！」 「聞えないのかア！」

口を聞くのが間違いであった。決定的な間違いであった。

「今日はもう眠いから……」 デカの顔色は変る。

「今日は眠いから何だ。今日は眠いからどうしたんだ。明日言うんだな、そうか、そうだな、エ、今日は眠いから明日話すんだな、

エ、エ、そうだな」

「どうなんだ、エ、明日話すんだな、エ、よし、それを聞いたら

今日はもうこれで終りだ。エ、そうだな、明日だな、エ、そうだな、オザキ、そうだな。」

「気持が整理できれば……。今日はもう……。」

「よし判った！ 今日はこれで終りだ。今日はぐっすり休め、な、

オザキ」

何て事を言つてしまつたのだ何て事を……。

敵に攻撃の材料を与えるだけだ。ああ、何て事を言つてしまつたんだ。睡眠不足のはずが眠れない。自分で自分がいやになる。

敵は半分勝つたようなものである。

翌日からの調べは、僕の一言に集中された。「どうだ、よく眠れただか、気持の整理は出来たか。話すと言つた以上、もうヘビはないぜ。そうだろう。」「ああ、じゃ被疑事実だけは認めるんだな、エ、

混じえて。

一段落すれば余罪追求。どこぞの事件では、お前を見たという目撃者がいる。存在すら知らない事件を並べて追求してくる。大は土田邸から小は交番放火まで。6月下旬、東拘移管の前日まで調べは続く。

裁判は例によつてスピード審理。十月に懲役6年（求刑10年）。

自分では6年に相当するような革命的な事やつたとは思えないのに他人事のよう。検事が10年相当と見積つてくれるので、かなり革命的な事だったんだな、と思う次第。友人が「ハレツしない爆弾で6年なんて重きに過ぎる。後々にこれが判例として残るのだから、控訴して斗え。」とけしかけるので、一念奮起して、控訴を決意し、現在に至る、という訳です。

以上だけでは「養育院前派出所爆破（失敗）事件」（派出所爆破など出来るシロモノではないのだけれど、「総監——」が「総監公舎爆破未遂事件」とかなりかつよく名付けられているので、僕もこれにならつて、こう名付ける事にする）のくわしい内容は、よくお解りいただけないと思いますが、僕の反革命への転落の過程が若干なりとも、わかつていただけるのではないかと思います。

僕が今回、自分の反革命への、背教者への転落の過程を、はづかしげもなく明らかにし、6人へのアピールなどと、あつかましくも書き始めたのは、他でもなく二瓶氏の「小ブル的自己」の終焉の為に、

エ、オイ、まさかここまで来てトボケるんじゃないだろうな、エ、オイ、エ！」

「お前、自分で言つたんだぞ。整理が出来たら話すつて。エ、そりだだから。一日でも早い方がいいよ、エ。」

「お前、今更あれはウソだつたなんて言うんじやないだろうな、エ、今更お前そんな事言えないよな。中林長さんの顔つぶすような事いくらなんでも出来ないよな、エ、そうだろ。」

「お前の為に今日まで待つたんだよ。そりや、いくら、判つていだけだから。一日でも早い方がいいよ、エ。」

「お前、今更あれはウソだつたなんて言うんじやないだろうな、エ、今更お前そんな事言えないよな。中林長さんの顔つぶすような事いくらなんでも出来ないよな、エ、そうだろ。」

「お前も今更、じたばたみにくくマネはしないだろうな。自分で言つた事だからな。」

「お前も、そこらの活動家じゃないんだからな。RGの隊長やつてたんだからな、みっともないマネは出来ないよな。だから俺達も今日まで待つてやつたんだよ。これは男と男の約束だからな。」

「自分が一たん言つた事には、男として責任取るべきだぜ。」「どうなんだオイ！」

こうして、まず被疑事実を認めてしまう。署名。押印。涙がボロボロ出てくる。デカも何やら神妙に。僕の肩をたたいて、「これまで総括がなされている（またなそと/orして）点、それは眞の総括作業と言えると思います。生きた総括です。」

僕は、両氏のこの総括態度、その姿勢に学び、もし、僕に、再生への道が残されているならば、たとえそれがけわしくともそれを進み、反撃を開始したいと思つています。

僕の反革命への転落は、具体的事実で言えば、この様に、党内斗争からの逃亡、組織活動者としての原則的任務の放棄をその一里塚とし、「主張すべきは主張」なる全くナンセンス（B²的）にてもナンセンス）な「思考」を通し、不用意な「一言」を決定的メルクマールとしてなされてきました。この「一言」は、もちろん政治警察の苛酷な取調べ、睡眠不足に陥し入れ、意識を混乱させての自白強要、その他恫喝、甘言を媒介としつつも、決定的には「どうせ判つてゐる事だから、有利な事を話した方が得——主張する所は主張した方が得」——なる全くナンセンスな、又ブルジョア的にみても、また無意味なる「思考」のゆえんである事は言うまでもありません。小利口にたちまわるうとする事が、以降の大きな反革命への転落を、必然的に準備しました。敵はプロフェッショナルなのだから、それを相手に、小利口に立ち回るなどは不可能です。取調べ官の言動に耳を傾けた事——頭の中でその意味を考え始めた事——小利口に立回るのが有利じゃないかと思い始めた事、僕だけでなく、自供調書をとられた多くの人々もまた、このように屈服して行つた

のではないかと思ひます。

これら的事は、もっぱら、僕個人の革命家としての資質の問題に負うところのものですが、同時に、僕個人を規定した、イデオロギー的基礎、思想——作風、綱領、戦略、組織、全般に亘る総括が要求されている事でもあります。イデオロギー的には、僕自身の、客観主義的資本主義批判の問題、として総括され、深化されねばならないと思っています。僕は、小利口に立ち回る事——被疑事実の自供が即、敵の陣営への積極的な転向であるとは考えませんでしたが、プロレタリアートの立場に立つ事の放棄である事は自覺していました。つまり、階Q斗争におさらばする事——階Q斗争に対し、第三者的立場に立つ事を「決意」して自供がなされた、と言えます。

この事は、それまで、僕が持っていた資本主義批判の内容が、きわめて、客觀主義的であり、觀念的であり、小ブル的であつた事を示すものです。階Q斗争に、第三者は存在しません。階Q斗争について部外者などありえないのです。それは、徹頭徹尾非和解的であり、敵か味方か、二つの立場しか本来ありえないものです。共産同は、それまで新左翼を支配していた、宇野労働力商品化論がこの事をあいまいにしている事の批判を通し、いわゆる12—18路線として資本主義の原則的批判の立場——M·R·X資本論の立場の復権を勝取つてきました。宇野経が、資本主義社会を外から見、「本来商品にならない労働力の商品化」にその矛盾を見出し、そこから社会主義革命を導き出すという、客觀主義、小ブル人間主義である事、労働力商品化の認識から、階Q斗争を説明する認識運動である事を批判し、近代プロレタリアートも又、賃金奴隸として、特殊ではあるが、やはり奴隸制のもとに、支配されている事、ローマの奴隸がくさり

えない」という事を説明するもの以上のものではありませんが、しかし、斗いの大きな思想的武器になる事は言うまでもありません。

思想作風問題としては、B·r個人主義、B·r合理主義的傾向です。これは組織との緊張関係の中で隠蔽されていたものが、その緊張關係の崩壊と共にあらわに露呈したと言えます。またこの緊張關係をくずす原因でもあるわけですが。反スタMの歴史的体質と言つてもよい党II必要悪、組織は組織である事により、構成員を疎外する、といった自立思想もやはりB·r個人主義の悪流だと思います。

取調官は、被疑者をボロボロに解体すると同時に、そのあとはB·r的に「自立した自己」の確立をせまつてくるわけですから、僕達は、組織活動の中で、この自立思想——B·r個人主義を徹底的に払拭しておく必要があると思います。

権力は、我々をボロボロに解体させるだけでは、断片的な供述は得られるかも知れませんが、それだけでは不充分であり、解体したあとは、B·r的な「個人」に立て直し、それに「合理主義的思考」を強要してくるわけですから、これら近代B·r思想を如何に止揚してきたかが僕達にとって、重要な問題として問われると思います。

つまり、「どうせ判つてんだから認めてしまつて有利な事をしゃべる方が得」「火取間違いから認めて保釈で出た方が得」などの口実で、取調官は我々に小利口に立てる事を強要し、又我々自身もこれを、革命的現実主義、左翼合理主義とか勝手に理屈づけて、自己合理化し、屈服の一歩を踏み出す訳ですが、これがストレートに全的屈服に至るのは、つまり調書一枚とられたらあとは早い、というのは、これが本質的にはB·r思想への屈服としてあるからだと思います。

につながれているのに対し、近代プロレタリアートは目に見えない鎖につながれている事、この事実が非和解的階Q斗争を作り出すのであり、労働力の商品化的認識の如何に関わらず、生として存在する事が即、階Qとして存在する事、生として存在する以上、階Q闘争には無関係ではない事。個人の意識、また如何なる認識にも拘らず、彼は、プロレタリアートの立場かB·rの立場のいずれかに立つてゐる事、宇野経がこのようないかで階Q斗争の非和解性をあいまいにし、資本論の換骨奪胎を行ない、結果的には階Qの融和を行なつてきただ事を明らかにしてきました。

このM·R·X資本論の復権——資本主義の原則的批判を勝取り、KQ斗争に部外者はありえない事、第三者はありえない事を12—18路線として共産同の同志達と共に確認してきたのは僕が、KQ斗争におさらばする事、自らを部外者第三者として位置づける事を「決意」し、「自供」したのですからこの「はず」の事が実は「はず」ではなく、觀念的「理解」にとどまり、本質的には未だ字の経に代表される立場——客觀主義的資本主義批判の立場から自由ではなかりました。字野経が、資本主義社会を外から見、「本来商品にならない労働力の商品化」にその矛盾を見出し、そこから社会主義労働力商品化社会である事を認識する事によって始めて変革の対象であるとする立場——KQ斗争に部外者・第三者は存在するという立場を止揚する立場には一步も立つていなかつた事を示すのです。この事は、第一次ブントの島成郎等の実践からの決別や、中核派が自身の革命的バトンにも関わらず、未だ本格的武装斗争に突入出来ないでいる事と無関係でないし、連合赤軍の自供の洪水ともまた無関係ではないと思ひます。

もちろん以上のことはあくまでも、「論理的には戦線逃亡」はあり

つまり、主觀的には「調書とられる事は屈服だけれど、全面的屈服じゃない。自分はだらしないけれど、思想や運動は正しいんだ」と思つていても、そう考える事自体がすでにB·r思想への全的屈服であるのだと思います。僕(達)は解体していく時、悪いのは、だらしない自分で、思想や、組織や、運動は正しかつた、と「一人ひとりに」解体していきました。思想や組織や運動が自分とは無関係に存在していたかのようだ。

これら的事は、だから剩余価値論に立脚するとか唯物史観に立つとかいうより、日常——恒常的な斗いとして、組織がその作風として、その内にどのように蓄積してきたかといふ事だと思います。「死なば思想もろとも、組織もろとも」こうでなければならぬと思います。「僕はダメだけど皆なやつてくれ、俺はダメだけど斗いは正しかつた」善意なようで犯罪的です。自分はダメだ、俺はどうしようもない男だと考えていいながら、心のどこかでは「明日」をみつめているのです。

この「明日」をみつめるから行きつく所まで行つてしまふのだと私は思います。これは、無私の思想とかエゴイズムとの斗いとか言つても始まらんし、唯物弁証法に立つと言つても始まらんわけで、日常の組織活動の中で隠蔽されながら止揚されていく(おかしいけれど)というような気がします。この斗いを経ていれば、たとえ解体されたとしてもフテクサレたりして、どこかで立直れると思います。革共同系の活動家が完黙の斗いにおいてブント系の活動家よりすぐれているというのは「党」を早くから主張していたという事もあると思うけれども「自己否定だ! 自己否定だ!」と涙を流し、叫びながら他党派をリンチさせる事により、若い活動家をきたえ上げる

彼らの作風（イビツだけれど）もあると思います。もとも、イビツな作風のイケニエにされる方はたまたもんじやないけれど、綱領問題に関しては、「最大限綱領主義」とでもいべき傾向です。僕達は沖縄斗争については、「沖縄を武装斗争の砦とせよ！」

というスローガンをかかげてますが、これは、ある意味では無責任なスローガンでもあります。決して間違いではありませんが沖縄に於る具体的な反Rの現われを解明する事なしにアブリオリに武斗を提起する事は結果的には無方針になります。このよろな傾向は民主主義斗争に対する態度のあやふやさを結果したり、また個々の武装斗争に対する評価の基軸を失ないます。この武装斗争の評価の基軸とは「現実」です。この現実を無視し、爆弾だから革命的、統一から革命的とする無政府主義者は、この最大限綱領主義と表裏をなすものだと思います。爆弾など使いよつては、非常にキケンなものなのですから最大限綱領によつてその使用が決定されたならあとはこの「生きた現実」に徹底的に学ぶ姿勢が大切だと思ひます。この最大限綱領を欠落させ「現実」一般から出発すると大衆M主義になつてしまいますが、最大限綱領を確定すればあとは徹底して「現実」に学び立脚し、そこから戦術を引き出す必要があると思ひます。「世界革命戦争やからバクダン」では敗北は必至です。バクダンは狙つた男の妻子を殺す事もあるわけだから、「生きた現実」——「具体的KQ関係」に学ぶ姿勢を欠如するとヒジョーに危険です。この生きた現実に徹底して依拠した戦いであれば結果の如何に関わらず、確信は持てるはずです。「人民に迷惑をかけて申し訳ない」などと自己批判する人達がいますが、それは「生きた現実に学び、それに依拠しなかつた」と自己批判すべきでしょう。もしそ

爆取弾圧に反撃する連絡機関 設置をよびかける

「警視総監公舎爆破（未遂）」 フレームアップ事件被告団

一、悪戦を強いられる爆取被疑者・被告
一、一三（七二年）朝の府内回り。RGの爆弾関係から「爆取でとつた連中は、刑が重いのでなかなかしゃべらない。火取ならまあたいたしたことない」という調子だ。なんとか爆取の名前を使わぬいでやれる方法はないかね」と妙なことをいふ（警視庁公安部の幹部……（滝川洋「過激派壊滅作戦」—公安記者日記）

シラジラしくもといふか、又ケヌケといふか、やつらのこの言ひぐさ。とてつもない言いがかり別件逮捕、起訴後延々と続く「取調べ」などは序の口。起訴できなければ、次々と別のネタを引き出したり、つくり出したりで再逮捕をくりかえす。かくて、何十日も何ヶ月も、連日一二〇一五時間も、エサ食う間もムダにせずつづきまわす。鼓膜に穴開けまじき勢いで、何時間でも交替でバリ雑言を浴びせかけ、脅迫し（「死刑だ死刑だ死刑だ……」「家族をしょっぴいてきてヒイヒイ言わせてやるゾ」「親兄弟の勤め先に毎日押しかけていくからな……」）挑発し（「堂々と正当性を主張したらい

うであれば、結果として人民に多大の迷惑をかけても居直れるはずです。戦斗を権力の攻撃から思想的に防衛する事も、また可能です。戦略問題としては、バクダン斗争——ゲリラ斗争にKQ斗争における決定的な位置を持たす事に躊躇しすぎたようになります。その結果、自分の担つた斗争にゆるぎない確信を持つに至らなかつた事です。三里塚青行隊の人々が殺人罪攻撃を受けながら、全員完黙を貫徹し、戦線に復帰し、斗いを継続しているのは、彼らの三里塚斗争に対する確信だと思います。自分の担つた、また担つている斗争を貫徹し、戦線に復帰し、斗いを継続しているのは、彼らの三里塚斗争に対する確信だと思います。自分が担つた、また担つている斗争を貫徹し、戦線に復帰し、斗いを継続しているのは、彼らの三里塚斗争に対する確信だと思います。自分が担つた、また担つている斗争を貫徹し、戦線に復帰し、斗いを継続しているのは、彼らの三里塚斗争に対する確信だと思います。自分が担つた、また担つている斗争を貫徹し、戦線に復帰し、斗いを継続しているのは、彼らの三里塚斗争に対する確信だと思います。自分が担つた、また担つている斗争を貫徹し、戦線に復帰し、斗いを継続しているのは、彼らの三里塚斗争に対する確信だと思います。自分が担つた、また担つている斗争を貫徹し、戦線に復帰し、斗いを継続しているのは、彼らの三里塚斗争に対する確信だと思います。自分が担つた、また担つている斗争を貫徹し、戦線に復帰し、斗いを継続しているのは、彼らの三里塚斗争に対する確信だと思います。

確信が完黙を支え、如何なる大弾圧にも屈しない原動力です。僕は自分の斗つた爆弾斗争を、RWの基本的な戦術形態として指定し切れていた事として、総括されねばならないと思っていました。つまり、RWの基本を、大会戦・正面戦とする事により、爆弾斗争——ゲリラ斗争をそれら大会戦・正面戦を側面から支える補助的戦斗手段とする傾向です。今の段階で、大会戦・正面戦を主張する事は、いかにRWを主張しても、結局、半合法的大衆武斗となる事は、得ません。

RWを主張しても、ゲリラに反対する人々は、つまりは、ゲリラの着手としてしかあり得ないRWに反対している事だと思います。「正規の包囲軍」「蜂起の陣型」の主張が、実際的にはRWに反対している事、「大会戦」「正面戦」の主張も又、実際にはゲリラとしてしかあり得ないRWに反対している事、その場合ゲリラ——爆弾斗争を斗つても宣伝の斗争、デモンストレーションの斗争としての位置しか与えられず（そのような位置付けしかなされない）弾圧

*一六ページへ続く

いかに法的疑義があろうと、転向を約束しようと、与えられた数々の「保証」と共に、全ては闇から闇へ葬り去られていくだけである。不発だろうが、火炎弾以下の性能だろうが、更に、如何に「前非」を反省してみても執行猶予はない。

一、なぜ爆取を問題にしなければならないか

七〇年代型治安弾圧の原型

「爆發物取締罰則」は言うまでもなく、明治初期の藩閥政府が自由民権運動を鎮壓する目的で、太政官布告といつ一方的な行政措置として施行したものである。ということは、単にそれが帝国議会成立以前、大日本帝国憲法成立以前のつまり法律手続きを経ていない不法の罰則であるという止まらず、そもそも選挙・議会制度確立というブルジョア国家にとっての、最も原初的な要求に敵対し、それを強権的に圧殺するために生み落されたことを物語っている。第一条（使用罪）が、大正七年に現行の「死刑無期七年以上」に改められるまで、「死刑」とのみ規定されていたことにその反動的本質、専制政治に抗する人民の意志そのものへの先制報復の意図は露骨に示されている。

なんの具体的基準もなしに、権力が「爆發物」と認定した「物」を「治安ヲ妨げ」又は「人ノ身体財産ヲ害セントスル」という曖昧極まる概念をもつて構成される「目的」のもとに使用し、また使用せしめようと認められれば、不発だろうが、実害ゼロであろうが、否応なしに「死んで貰います」ということである。これが前記の改正で「死刑、無期、七年以上」と緩和され、他の条項の「有期徒刑」

なる。わが被告団のケースでは、「事件」そのものはあつたと推定されるが、戦前の朴烈・金子文子大逆事件などは、何の具体性もない、頭の中の皇太子爆殺の願望が、爆取——大逆罪へとデッチあげられたのであり、戦後の菅生・辰野事件は、官憲の仕組んだ爆弾事件であった。権力による計画的謀略は今後も大いにあり得る」、B闘争を事実やつた場合も、組織破壊や狙いをつけた人物を「共犯者」に仕立てるため水増しフレーム・アップが行なわれる可能性は少なくない。現に九条（犯人蔵匿）による逮捕状の乱発は、人民に対する分断・恫喝と「過激派入脈」の情報収集に活用されている。起訴ができず、何の情報も得られなくとも、もともとどころか、「過激派関係人」とみなされた当人の生活権・市民権を事実上剥奪するというおつりが得られることになる。

アパートローラー作戦の最初のキャンプフレーズは、「あなたの隣にも爆弾犯人が居ます！」であった。「極左暴力取締本部」に示される政治警察の強化、そして警察国家への歩みの中で、爆取弾圧は基軸的役割を果たしているし、七一年末に於ける、「爆弾闘争初解説」のキャンペーング、わが被告団に対する全くのフレーム・アップであつたことは、この間の弾圧の質を象徴的に表現している。

違憲性ミエミエの爆取は悪名高い「改正刑法」に堂々と組み込まれる。そして、同草案に於ける法定刑の軒並み引き上げの中で、爆取に限っては逆に刑が軽減される（一条七年以上→五年以上、三条五年二年以上→〇年以下→五年以下）。更に、告知義務違反、被告側の举証責任、犯人蔵匿等の規定が消え、刑法の一般規定に解消される。一条の「目的」も、「治安ヲ妨げ」は「公共の秩序を乱し」と言い換えられている。大幅な「改善」と言わねばなるまい。

の範囲がそれぞれ明確化されただけで、帝國憲法下はおろか、日本の憲法の下まで生き延びている。この間、幸徳大逆事件をはじめ多くの人民の生き血を、絞り取つただけでなく、出生後百年近くたつた今、恐らく最も無難作かつ効果的に人民弾圧——分断支配の武器として、乱用されているのだ。

七一年秋の三里塚——沖縄闘争を転機とする権力の弾圧大作戦が、単なる報復、単なる突出部分の抑え込みの域を超えて、戦闘的左翼全体に、「過激派」という曖昧極まる古風な呼称を与えたうえで「過激派及過激派関係人に人権なし」を既成事実化し、それをテコに人民の抵抗潜勢力を表現・思想の自由の領域に至るまでからめとり、封殺しようとする意図と構想、すなわちファシズムへの明確な傾斜を内包するものであることは明らかである（付表参照）。「破防法体制」をより新しい段階に引き上げる推進力が、爆取、殺人、放火などの重罪攻撃だが、少なくとも殺人罪適用には、死体の存在が必要である。これに対して、それよりも重罪の爆取には、実害は不要であり、ひとつの「爆弾事件」について、ありとあらゆる角度から目ざわりな人民共をひっくり返すという便利さがある。

目的が立証されなくとも罪になる、すなわち「治安を妨げる」らしい思想そのものが罪とされる。「犯罪」を認知した者には「告知義務」があり、密告しないと罰せられ、「犯人」（使用・未遂・所持・製造・材料・器具提供までを含む。）をかばえば一〇年以下と、刑法の犯人蔵匿二年以下と比較にならぬ重刑が規定されている。更に刑法六〇条の「共同共謀正犯論」の拡張解釈によつて、他人の「自白」で「共犯者」をいくらでも拡大できる。

これらの条件は、そのままフレーム・アップを生み出す基盤とも政治警察の当面の目標となつてゐる。

三、反弾圧の砲石として——爆取弾圧対策

連絡センタ（仮称）設置の意義

こうした治安弾圧の質を踏まえ、その体系を切斷し、防衛が反対に直結するような、国家と対決する反弾圧闘争が個別的にも総体的にも、あらゆる領域で具体的に推進される必要がある。といっても、現実的条件、今の情勢の中で、人民の側の力量は総体的にも相対的にも乏しく、出来ることは限られる。けれども重要なのは、出来ることを具体的に手がけていくことだろう。政治警察の仕事は、ファシシズム的司法体制にひきつがれ、着々と実積が積み重ねられていく。これを妨害していかなければならない。

最高裁の合憲判断の下、戦後も爆取適用の悪質な判例が出されてゐるが、それでもわが「過激派」以前の時点では、日共武装闘争時代を含めて、裁判所は概して慎重な態度を示してきたといえる。量刑が極端に重く、構成要件が不明確である以上、当然ながら「爆發物」自身の威力、「目的」について厳密な解釈が求められ、爆取適

用除外＝無罪なし火取への切り替え、一条から二条（未遂罪）へ
の切り替え等の判例が出ている。ところが現在は、これらの判例を
も無視した、暗黒裁判、政治裁判が横行している。

ヘ実例1

「警視総監公舎」事件 N君（爆取1条）

巧妙に仕組まれた全くのデッチ上げ別件逮捕（「自動車窃盜」）
に始まる拷問とペテンの取調べの中で、他の一部被告と共に、自ら
一切闇知しないB闘争犯人（実行行為者）であると「自供」させられ、
捜査本部の置かれた警察の留置場に監禁されたまゝ分離公判を
強制される（他の「自供組」は公判前に虚構を撤回、「否認、黙否」
組と併合公判）。「自供」自体に存在する無数の矛盾、客観的事実
との矛盾、物理的不可能性、「共犯者」の否認の主張を一切無視し
た、事実審理なしのカミカゼ裁判で、早くも併合公判開始直後に（
求刑七年）実刑五年判決の（七二・四・五）その後、統一被告団に
復帰、控訴審で全面的に係争中。尚、この事件の「爆弾」といわれ
るもの（時限付黒色火薬使用の缶爆弾とされている）自体、仕掛け
る瞬間に警官に発見されているので不発のうえ、警視庁の鑑定結果
によつても、五〇センチ離れた二ミリ厚のベニヤ板を破損しないと
いうケンチな代物。ウソの「自供」も「火取適用＝罰金刑間違へなし
し」の保証のもとにとりつけられた。但し、併合公判を通じて既に
本件フレーム・アップは明確に破産しつつある。

ヘ実例2

71年10・21（札幌）爆取事件 T君（爆取1条）

水増しフレーム・アップの要素を持つ複雑な弾圧事件だが、公判
では「投げられた」という「爆弾」（不発）なるものの警察鑑定結

ヘ実例4

「板橋署養育院前交番爆破（失敗）事件」○君（爆取1条）

七一・一〇・二四の都内「交番連續爆破闘争」のうち、不発に終
つた「スポット爆弾」三ヵ所のうちの一つ。「共犯」関係者の自供
から逮捕、完黙で一旦処分保留となりながら、その後容疑を固めら
れて再逮捕——自供——分離スピード公判で求刑一〇年、判決五年
(七二年一〇)。①人の身体を害さないために、二日がかりで場所、
時間を選んだ。②「爆弾」はもともと威力の乏しいものであつたの
に、製作者が使用していないTNT火薬八二%という故意か誤りか
による鑑定結果が出されており（同時に同じ材料で作られた他の二
つは、製作者の供述通りの鑑定結果となつておらず、内容物をすり換
えられた疑いが濃厚）。③製造過程での決定的ミスによつて、三個
とも構造的に爆発不能の欠陥爆弾であった（「インボ爆弾は爆取で
いう爆発物に当たらない」との福岡高裁の判例あり）。——等の問
題点があり、控訴審では徹底的に闘う方針。

ヘ実例5

自宅で「爆発事故」を起したT君（爆取3条）

七一・四・二七、自室で実験中「爆発」事故を起し、現行逮捕。
孤立無援の中で完黙闘争を貫徹。それにより敵は「治安を妨げ又は
人の身体財産を害する」目的の「爆発物」製造・所持であることを
立証できなかつたが、裁判官は反戦活動家として逮捕歴があること
を根拠に、その「目的」を認定、三年六ヶ月の実刑判決。控訴棄却
で保釈もきかぬまま、七三年一月下獄。

ヘその他

果のデータラメキが暴露され、裁判所職権で再鑑定の（通産省技官に
よる）「火取には違反する」との結論となつたため、公判の最終段
階で、裁判所が検察側に爆取から火取への「予備的訴因変更」を促
し、検察側も即座に同意するという事態になつた。その他の点でも
被告側の圧倒的優勢の下に結審したが、突如早められた判決で、裁
判所は同鑑定書にある「……しかし、万が一破片の当りどころが悪
ければ死ぬこともあり得る」という表現（当たりどころが悪ければ、
石コロだつて空きビンだつて死ぬことはありうるに決まつてゐる！
）にすがつて、一転、爆取一条を適用、T君に実刑四年（求刑五年
）の判決（七三・三・二八）。控訴中

ヘ実例3

Xマスマツリー爆弾N君（爆取1条・殺人未遂）

「共謀」に参加したとして起訴され、分離公判を受けた結果、わ
ずか四回の公判のあと「殺人未遂、爆取一条で懲役一四年（求刑一
五年）の判決を強行（七三・三・一九）。この爆弾が警官・通行人
に重軽傷を与えたことは明らかだが、N君が「謀議」に参加したと
しても、実行行為が計画通りに行なわれたものとは到底考えられず、
実行段階での偶發的条件から、予期せぬ結果（計画のソゴ）を招いた
可能性の方が大きいと言わざるを得ない。少なくとも「共謀」問
題をめぐつて争う余地は大きかつたはずであり、敵の策謀にのつた
「転向」裁判がこのような重刑を招いたといふ他はない。（爆取四
条「第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ビ共謀ニ止
ル者」は三年以上十年以下の刑と規定している）

同様なケースで公判中のものでは、「日共革左（神）」I君らの
ユーロマイト所持に対する「目的立証」なしの三条適用、「日共革
左（全）」Y君の単なる「電気回路」を「超爆回路」とすりかえ解
釈され、「目的」立証もなしの五条適用等がある。また横浜地裁で
「違法な職質・所持品強制検査で発見されたものであるから無罪」
の判決をからとつたA君（三条）は、検事控訴により東京高裁で逆
有罪判決を受けている。

以上の例からも次の様な点を指摘できるだろう。
①爆取に限つては、転向、屈服裁判は當人にとっては何の実利をも
もたらさず、争う場合よりも、明らかに不利な結果を招く。そのう
え、どんでもない判例を残すことによって、他のB被告、人民の権
利全体にとつて、甚だしい悪影響を及す（偽装転向——早期出獄など
どという計算は成り立たない）。

②現在の司法体制が如何に反動化していようと、それをこちら側か
ら許容してしまつような愚劣な対応は何としても避けなければなら
ない。やつた場合でも、争点を明確にし、徹底的に争うことによつ
て、有利な展望が開ける。本質的には、「尊属殺」並みに違憲立法
審査権発効まで持ち込み、爆取を亡きものにしなければならない。
③屈服し、転向した被告を奪還（立ち直らせる）すること、国選弁、
ブル弁を排除することの重要性。
④それ以前に、逮捕直後から強力、緻密な救援活動を進め（弁選、
執拗な接見活動）家族等周囲の人々をも説得する必要がある。
⑤やつたにせよやらないにせよ、党派に属さない者が重罪弾圧を受
けた場合の悪戦は甚だしいものがあり、孤立状態が屈服・迎合をも

たる。

⑥「未解決」の多いB事件で、今後も無差別逮捕、起訴が続出する可能性大であり、いまの「法大研事件」も、少くとも水増しフレーム・アップの要素があることは確か（「日石ビル」）の不起訴、

菊井君まで引張り出しながら起訴できなかつたこと等）。

⑦謀略的弾圧の情況に於いて党派の閉鎖性（自派にかわりないのは知らんぶり）独善性（自派だけが弾圧されていとこ思ひ上り）が、敵の分断支配、弱い環への集中攻撃を許す一因となつてゐる。

⑧フレーム・アップについては勿論徹底的に暴露・粉碎し、全面勝利を収めなければならない。その中で、爆取の存在こそが、そうした権力犯罪の動因となつてゐることを解明していくこと。尚、われわれ「総監公舎」事件に関しては近い将来、完全・全面勝利を奪取するが、及ぶ限り、敵にダメージを与える勝ち方をする。

⑨やつた場合もやらぬ場合も完黙こそが、最もよく自らを守り、他人に迷惑をかけないことは自明。後者の場合、確固たるアリバイがあつても、自分の役割をスリ替えてこられる恐れがあるので、敵に明らかにする前に慎重な配慮が必要。

四、機能・運営についての試案（実際の活動を担う獄外が決めることがだが、参考までに）

⑧前項および③項と関連して、各被告は屈服した者も完黙した者も自らの苦斗と屈辱の体験をリアルに報告し、敵の最新型弾圧の手口を克明に暴露し、人民の側の共有財産としていく。敵にしゃべっちまつたことを味方に対して黙否するなんてナンセンスであり、抽象的な一般的左翼言語でいかに「痛苦にみちた自己批判」をやつても、敵にナメられるだけで、屁の役にも立たない。

⑨B闘争の「総括論争」等は、この「連絡機関」の獄外の問題である。当被告団のように、B闘争をやらずに一条弾圧されている者が多いのである。しかもわれわれは単一のグループでもなく、敵の無知とストーリーのつじつま合せの都合から選抜されたため、政治的・イデオロギー的立場も、B闘争に対する見解（一般的にも具体的にも）も異にする。九条被弾圧者についても、少なからず同様な事情があるだろう。あくまでも権力（国家）対人民の現実的関係の下で、敵からのいかなる攻撃をも有効に斬り返し、反撃するダイナミズムをもつた運動を開拓しうる党派性を超えた機関でなければならぬだろう。

⑩救援連絡センターに余力があるわけはないので、各救援戦線、個別救援組織等からの協力（実務作業の分担等）を要請したい。

△付記△

当被告団は、この一年余の間に積み重ねられたいくつかの爆取被害グループ・個人との交流をもとに、おこがましくも以上の呼びかけを行なうことにした。この交流の中でわれわれは爆取被弾圧者の孤立無援の状態、とりわけノンセクトのグループ、党派の分裂・分離と共に落ちこぼれた被告らが、斗う意志を持ちながら立ち直るキ

とは、二重の悲劇性を意味することになる。（五味川純平「戦争と人間」一四巻註四「ソルゲ・尾崎事件前後——一連の思想弾圧事件」）

—34—

①一月の全国救援活動者連絡会議を機に、全国的反弾圧抵抗戦線の形成を目指す「救援連絡センター」傘下の一部門として、爆取弾圧対策を統一的に進める。センターからアップペールを発して頂きたい。

②各被告（団）弁護人、個別救対の連絡・協力体制を強めるなかで、効果的な反撃方法の研究を進め、具体化していく。基本的に爆取の違憲性を徹底的に争う。勿論、個別裁判闘争の独自性を尊重する。

③爆取被疑者の場合（他の重罪適用者も同様だが）、ほとんど別件逮捕、拷問、自白強要、利益誘導など違法な取調べが行なわれているので、これに対しても、逮捕直後から、支援・反撃体制を組んでいく。

④具体的な作業としては、まず早急にデータを収集、整理し、爆取弾圧の実態を掌握する。別紙アンケート結果を集約・分析して、共通個別の問題点をとり出し、できるところから対策に着手する。その内容は、当然力量と緊急度に応じて、といふことになる。

⑤アンケートに続き、各被告の起訴事実、検察側冒陳、判決文等の集積、判例の収集・整理等を進め、被告（団）別のバック・アップをやつしていくが、力量（人とカネ）の問題から、当面の守備範囲をしぼらざるを得ない。

⑥各被告（団）からの公判経過等についての報告体制を確立し、機関紙（誌）をチャチなものからでも発刊する。

⑦あらゆる方法、機会を通じて、爆取弾圧の実態を人民の前に明らかにしていく。情宣活動の活発化と大衆的反弾圧闘争の展開へ。

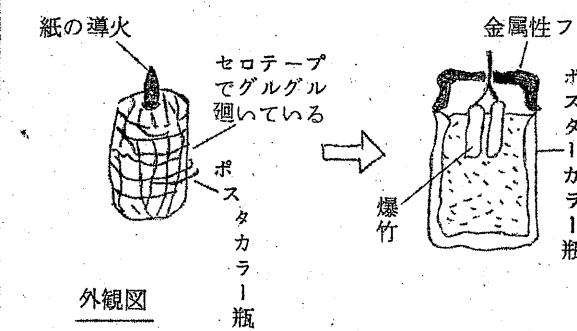
ツカケをつかめず、情況に押し流され、敵の卑劣な非合法弾圧の罵にはまつた様を、当被告団内部の実例を含めて知らされたし、接触し得た限りでは、ささやかながらも、反撃への手がかりを共有することができた。われわれ自身については、虚構解体——権力犯罪糾弾が裁判闘争の主要テーマであり、現にフレーム・アップを破産させる作業を通じて敵を追い詰めていくため、爆取問題 자체は副次的なものとならざるを得ないが、この「連絡機関」の活動が一応の軌道にのるまで、われわれの救援グループと共に、できる限りのことを、言い出しつべの責任に於いて、やっていきたい。

北海道における爆取弾圧の実態

(札幌拘置所) 田中博造

(1) まず、被告全員に関する点として

本件物件が爆取で言う處の「爆發物」とは言えない、という主張。「物」は図(1)の様な通りで、瓶の中には除草剤クサトール(塩素酸ソーダー)、木炭末、硫黄を混ぜたものが入っているが、警察の鑑定によると、塩素二六・三七七一五タ(八二・三%)硫二・二七五五五(七・一%)、炭三・三九七三〇(一〇・六%)の成分比で重量三三・〇五タだそうだ。おどろいてしまうほどの「精密さ」。しかし、これを作った友人たちは、最も有効な成分比なんか知らない、全く好き勝手に、適当に、気ままに混ぜ合わせたのである。そして、



外観図

うしょもなくなり、白黒の判断を決めかねた末に、職権で裁判所独自の鑑定をやつたのです。ところが、この実験では、立ち会つた僕や「田」や「後」や「國」の目の前で、圧倒的に、決定的に我々に有利な結果が出た訳です。

① 爆竹は、二・三本束ねたとしても、なかなか同時に発火せず、その威力は倍加する確率が少ない。爆竹には隣の爆竹に同時に爆発を起させて、威力を倍にする「相乗効果」は殆んどない。

よつて「起爆剤」とはならないであろう。

② 爆心から一メートルも離れれば、殆んど人畜無害、しかし、三〇センチメートル位の地点では、破片が人身に突きさつたり、切刺傷を与える事はあり得るし、不運な場合には失明したり、動脈を切断して死亡する場合も絶対ない。(全くフザケタ科学も論理もヘッタクレもない「論理」である)

③ 「火薬類取締法」には違反する」というこの鑑定人の言葉

この実験は、國が白黒の判断を得る唯一の根拠としようとした「田」独自の実験であるという事から、それをフルに活用し、これを徹底的に奴らの鼻先に突きつけた(つもりである)。ダメなものである事はもち論、②から、「ラムネ弾」の判例を引き合ひに出し、つまり「一メートルはなれたガラスを割らない(ラムネ弾)」=「一メートルも離れれば人畜無害(ポスターカラー瓶爆弾)」といふ観点です。

(2) 次に僕自身(爆取一案)に関する点として

(A) 僕はそれを作った訳でもなく、内容物や性能や威力などについて

「木炭なんかひどい粗雑な碎き方で、「粉」なんでものではなく、「かけら」が混じっているあります。図を見てもわかるように、金属

フタの部分は「薬」がつまつていなく、空間である。導火を外に出していく穴は、導火がスルスル抜けるほどの大きさで、逆にすると「薬」がこぼれるほどのもので、全く「密閉状態」ではない。ポスカラ瓶と金属フタの径はほぼ同じで、瓶の上にフタがチョコッとのつかる程度。全然、安定しない。だから、そのままわりをセロテープでグルグル廻してある。「事件」(闘争)当夜、田の放水をあび、「物」がびしょぬれになつた。当然、中の「薬」も導火もぬれたであろう。

はじめから、これは「ダメ」なものであつた。警察の成分比の出し方にも、全く信用出来ない問題点があつたし、鑑定実験なんかヒドイもので、「破壊力、殺傷力充分」というふうにデッチ上げの写真やら何やらを持ち出して、あくの果ては「市販されている黒色火薬よりも強力である!」などと、ほざきやがつた。(これは、そのまま「判決」に採用された)。これで、人をダマシタつもりです。とにかく、メチャクチャな訳で、弁護側として、そのズサンさ、デツチ上げなどを追求していつた訳ですが、裁判所もど

一切聞いていないので、「物」に関しては何も知らない(つまり「爆弾」であるか、どうかなんて事は一切判らない)のであって、よつて、何も判らない物を投げたのであって、「罪にはならない」という観点。僕はあの夜、偶然に会つた顔見知りの後輩に「バクダンだ。火の中に投げなきやダメだ」と二言、三言聞いた覚えはあるが、

確かな事、詳しい事は一切聞いておらず、(そこに田が突っ込んで来たのであわてて逃げて、彼ともはぐれてしまつたので聞くヒマがなかつた)、渡された「物」が一体何であるのか?を判断する根拠は僕は一切持つていなかつた。

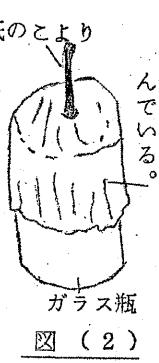
(B) 上記の事が一切判らなかつたので、私は自分の目と触覚と知識とによって「物」が一体何であるか?の解答を得た。「あの野郎、ダメシやがつて、こんなもの花火みたいなのではないか!」と。

当時、現場は真っ暗だつたけど、僕の目で見た「物」は左図の様な

下の下は空間があるようであつた。

つまり、湯飲み茶わんか何かに、上からスッポリ紙でおおいかぶせて、タイコの皮のようにしたよう

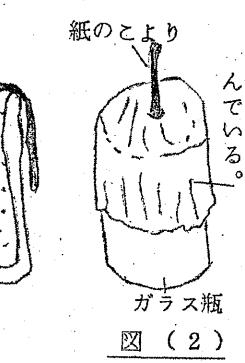
ような感触があり、その「銀紙」



図(2)

のこより」を引っ張ると、二・三センチメートルほど抜けて来た。

あわてて引っ込めるこの上の面を



図(3)

指で触ると「ボコボコ」という

感覚があり、その「銀紙」

僕が「一物」を渡された時は、ただ「バクダンだ！」と言われただけだったので、バカでオツチヨコチョイの僕は単純に「バクダンだと言つていたからバクダンなんだなー！」と思つていた。その時最初にやろうと思つたのは近くの交番であつた。投げ込もうと思つた。しかし、交番の中には数人のオマワリが居た。僕は、彼らをどうこ・うしようといふ氣はなかつたので、交番の中に投げ込むのをやめて今度は交番の裏で爆発させてオドカそうと思つたが、しかし、あたりには民家が密集していたので、これもやめた。この時は、僕は單純に「バクダンだ！」と思つていたのだし、もし、起訴状に書いてあるような目的をもつていたのなら、僕は何なく交番に投げ込んだ筈である。この後、僕はこの「物」をマジマジと良く鑑察した。そして、(B)に書いた通りの判断をした。今度は、その「一瞬の焰と煙」でオドロカスつもりでチャンスをうかがつた。次にやろうと思つたのは、④の装甲車である。僕は、このクルマの最後尾の路上に置いた。運転手は当然、前の運転席に乗つてゐる。この種の車は、中に近くには④の部隊がゴッソリいたし、そいつらもビックリしてあわてるだろ。それが狙いだつた。僕は(B)に書いてある通り「バクダン」とはこの時は思つていないのである。この車両を「爆破」するなど考へなかつたのは勿論であるが、それ以上に、そんな事は考へられなかつた、その「物」に対する僕の「判断」からは、しかし、すぐこの車両は動き出したので失敗。あわてて僕は「物」を拾いに行く。そして、その次にやろうと思つたのが(C)に書いてある通り。投げようと思つた時、丁度そこへ④が行進して來た、僕は

でした。そして「こより」の出でている穴から（瓶を傾むけると）中の「粉」が出て来たみたいだった。この、僕の「目」と「触覚」として、僕の「知識」とによつて判断した「物」が一体何であるのか？』は右図のようにです。これ以外には僕は判断出来なかつた。こんなのはどう言いつくろつても「バクダン」とは呼べないのである。瓶の中にいくら「火薬」が入つていたとしても、この状態では、空氣中に裸で置いてある火薬に、マツチで直接火をつけるようなもので、ただ煙を上げ燃えるだけである。しかし、一瞬でも焰と煙とを上げて燃えるだけでも、④をオドロカスぐらいの効果はあるだらうと思ひ、その為に使つた訳である。このように、「爆弾とは思つていなかつた」点からも「罪にはならぬ」という観点。

(c) 起訴状の「公訴事実」の中からの否認から——「燃焼中の車両めがけて投てき」したのではない。そして、それは「使用」ではないという観点。「使用した」として公訴されているその時点の情況といふのはこうである——一台のクルマがひっくり返され、それに炎びんが投げられた。勢いよく炎があがつた。そこに④から放水があり、火の勢いは小さくなつたが、また勢いがよくなつた。そこにタボタともれ出たガソリンが路上で直径四〇センチぐらいの広さでまた放水。この繰り返し。しまいに、そのクルマの火は、ガソリンタンクの注油口のところにチヨロチヨロと燃え、その注油口からボンネットともれ出たガソリンが路上で直径四〇センチぐらいの広さでチヨロチヨロと燃えていた。私の立つていた場所から一〇メートル近く（正確には七・八メートル）離れていた。僕は「物」の導火線をつけて、そのチヨロチヨロと路上で燃えている火の中に投げ入れようかと思つた。しかし、一〇メートル近くも離れた直径四〇センチぐらいの小さな火の中にめがけて投げても、その火の中にう

(D) 「キ動隊の身体、車両等に害を加えた。」という観点。

マのガラスだつたらしく。ところが実察には割れていなかつた。僕の自供と僕の行動を一部始終監視していく私服デカの証言とで、現場検証したところ、一個の「物」が見つかつた。しかし、これは「僕の見た物」とは全然違つていただけど、作った者（後輩たち）は「間違いない！」と自供。ホントに間違いないらしいつまり、この「行為」が「使用」と呼べるのか？といふ事です。それは絶対に否定だと思う訳です。いわゆる「使用」という概念には相当しないと思ひます。

あわててやめた。考えたのは、その④の部隊がそのひっくりかえされているクルマを通り過ぎて間もなくその④の後の方で「物」が発火すれば、奴らはピックリするであろうという事。火炎びんとはまったく違う一瞬の火と多量の煙が噴き上る訳だから、ピックリしないのはバカである。それで、④の最後尾の四、五人ほどが丁度そのクルマのところにさしかかった時に投げたのです。つまりそれは投げて、その火の中に入るまでの時間と、導火に火がついて、中の「薬」が発火するまでには④は通り過ぎるだろうからです。しかし、それは「万が一」であり、殆んど④に書いた通りの情況で、火の中に入る的是殆んどゼロに近い。④は小走りといった感じの急ぎ足で行進していた。だから「万が一」発火しても、④は既にその時はだいぶ離れている筈だ。若し、その物の「発火」でやけどぐらい与える事が出来るとしたならば、僕は④が確実にその場にいる時点で投げていただろう。しかし、そんな「目的」はなかったのだから、このように、僕には起訴状に書いてあるような「目的」はもつていなかつた。この一連の行動を見ても、その「物」を使って④に対し、どうこうするといった積極的、直接的な「目的意識」は持っていないかった、という主張です（「爆取一條」が成立するには、その罰則で言っている処の「目的意識」をもつていなければならぬのである。それがなければ、いくら強力なものを爆発させても「一条」は成立しないらしい。）

(E) 更には、「——この「物」を作つて、一〇・一一で使おうとしていたその「計画、準備、謀議」には僕は参加してはなかつたばかりかそれ以上に全く関知していない事であり、僕がその中に、いつの間にか入ったのは全くの突発的な「ハプニング」であつた訳で、何も

-38-

知らない僕であつた訳で、そして、一切実害が出ていないのは勿論であるが、発火もしていないし、発火させるような確実な行為もとつてないのであり、この状態に対し重罪法である「爆取」の第一条を適用する事はあまりにも暴挙である。罪にはならないと考える方が適当である。——（これは、弁護人からの「弁論」。）——

という事をも含めた。

この様に、「爆取無罪」の根拠は僕にはあり過ぎるぐらいに有つた訳ですが、しかし國のハレンチなブタ共は、すべてこれを踏みにじつたのです。

これらの僕らの「有利な条件」はすべて逃げ口上のこじつけではなく、すべて「事実」であつたのです。

（本文は爆取救援会「叛爆取」のために送られてきたものですが時間の都合で、その雑誌にのせられなかつたので、「叛爆取」編集部から借りて一部をのせたものです。）

ミット 3号より

(A) 「控訴趣意書」

被 告 人 尾崎 力

私は爆発物取締罰則被告事件により東京拘置所に勾留中の者であります。が当該被告事件について控訴いたしました。その趣旨を左記のように申し述べます。

一、法令解釈の誤りについて

本被告事件は、設置後一時間ないし一時間半経たのち爆発するよう製作された物件が使用されたのであるが、不発処理として爆発予定期刻を数時間経たのち水中に投入するまで爆発を惹起するに至らなかつた。その理由については、被告人が設置の際、当該物を誤まってひっくり返し、スポットの中の硫酸をこぼした為かあるいは製作者Bの原審に於ける証言のとく製作過程での誤りであつたかは原審に於ては不問にふされた。しかるに、Bが同時に作成したと見られる他の二個の物件（中宿派出所及び椎名町派出所に設置されたもの）も本件同様爆発を惹起するに至つていなかつたことは原審に於ては不問にふされた。しかし、Bが同時に作成したと見られる他の二個の物件（中宿派出所及び椎名町派出所に設置されたもの）も本件同様爆発を惹起するに至つていなかつたことは明らかである。Bは本件原審に於て、検察側証人として出廷しておらず、製作者Bがその製作過程で致命的ミスを犯していることは明らかである。

先端に取付けたスポット中の硫酸がもう一方の端に取付けた塩素として出廷しておらず、製作者Bがその製作過程で致命的ミスを犯していることは明らかである。Bは本件原審に於て、検察側証人として出廷しておらず、製作者Bがその製作過程で致命的ミスを犯していることは明らかである。

判決文に於ては、

……それが爆発しなかつた場合、球栓が栓座に接着して瓶が密栓となつてゐた限り、それはすでに爆発物となつていたラムネ

弾を爆発させるまでの処置が拙く、…爆発しなかつたもので、それは爆発物を使用したものという事ができるが、球栓が栓座に

接着せず瓶が密栓となつていなかぎり、それはいまだ爆発物としてのラムネ弾の製造が完成せず、爆発物でなかつたものを爆発させようとしたまでのことで爆発物の使用とはならないものと言わねばならない…」又、

「パッキンの附着状況からみて、パッキンの不完全なため、球栓が栓座に接着せず、完全な密閉がなされていないため…爆発現象を惹起してしない事が明らかであるから、いわゆる本件ラムネ弾は、爆発物としての製造が完成せず未だ理化学上の意義に於る爆発物ですらなかつたものと認められるので勿論爆取法の爆発物に該当しないものといわねばならない」とされている。貴社散本件に於ても製作者のミスにより当該物品が爆発物としての製造の完成をみず故に理化学上の意義に於る爆発物でなかつた事が明らかなので、当然にも爆取法の爆発物には該当しないものといわねばならない。この点に關し、原審判決では不問にふされ本件物品を爆取法でいうところの爆発物と認めているのは、重大な法令解釈の誤りであり、違法と言わねばならない。

二、事実の誤認について

イ、被告人は「人の身体・財産を害する」目的を持っていなかつた。本件は被告人供述のごとく「二派（赤軍派・日共左派）の止揚・八派の解体」という被告人らの政治主張のアピール、デモストレーションとしてなされたものであり、その為の「爆発物」らしき物の使用、それ自体が目的であり、人の身体・財産を害する

目的をもつてなされたものではない。

その事は以下の点から明らかである。

A、当該物件は片側を鉄道の線路、片側を空地（養育院の敷地）に狭まれた人家のない、その意味で人通りの少ない道路B、に面した派出所から一・三メートル離れた立看板の、派出所とは反対側の脇に

C、深夜一一・三〇分～一二・〇〇分頃、最終電車もなくなつた夜中の一時前後に爆発する事を予想して設置された。ものである。また、被告人がAのごとき場所を選ぶのに長時間費している事や、派出所のすぐ脇に設置するほうが人目にもつきにくくにも関わらず、またそれは何ら困難な事ではないにも関わらず、Bのごとき場所に、人通りの皆無が予想される時に設置している事からみて明らかである。なおBについては派出所建物の損傷を恐れたものではなく（当該物品の威力では不可能）派出所窓ガラスに当該物品があたりガラス片で派出所内の警察官が負つていて危惧したからである事を申し添えておく。この様にABC三点と後述する当該物の爆発力の点からみて「人の身体・財産を害する目的」を被告人が持っていたとはとうてい考えられない。

にもかかわらず原審に於ては、設置時刻を一〇・三〇分頃と誤まして判断する事により、この被告人の主張を排せきしていると見受けられるが、これは重大な事実誤認と言わねばならない。

被告人は一、設置予定時間の一時をオーバーしたこと

一、爆発予定時間が一時前頃である事を確認した事

一、「共犯者」と別れる時、彼の使用する電車の有無を

危惧した事、

三、爆発物取締罰則そのものの違憲性について

等により一一・三〇～一二・〇〇頃に設置した事を供述したにもかかわらず、共犯者竹谷俊一の供述が当日一〇・三〇分頃の当該派出所の内部の状況と合致する事をもつて、一〇・三〇分と判断されたものであるが、被告人らは現場附近を約一時間徘徊しており、それ故竹谷の供述が被告人の一・三〇～一二・〇〇の主張を何ら否定するものでないにもかかわらず、原審に於ては、これを否定し、検察官主張の一〇・三〇分頃を採用している。これは事実と異なっているし、もしこの事が「人の身体・財産を害する目的」を持つていなかつた事を否定する理由とされているなら、これは重大な誤認と言わねばならない。

被告人供述のごとく、当該物件の威力はきわめて微少なものである。当該物と同種のものと見られる物品の、被告人らによる山中に於る実験では、数メートル離れて立つて見ていた被告人らを何ら損傷するものでないのみならず附近の樹木等を全く損傷させず、設置した場所の土がえぐれるというような事もなかつたのである。なお、この点について、警視庁化学検査所鑑定人の見解では、かなりの威力を持つものごとく、鑑定されているが、その鑑定は冒頭に記したようにきわめてズサンなものであり、また多くの推量で判断されたものであり（例えば起爆剤について）

また政治的判断が作用していることを指適しなければならない。何はともあれ、スポットに微々たるものでも穴があいていたり、少しのスキ間でもあれば爆発するやも知れぬ当該物品を車にのせて半日以上走り回っているのであるから、被告人がその威力をどの程度と考えていたか、おのずと判らうと言うものである。その

爆発の様子を目撃した被告人らの意見を排し、きわめて政治的目的手を加えられただけという古い法律である。制定は当時の自由民権運動を弾圧する為になされ、その量刑の重さはおどろくべきものがある。その弾圧法としての性格、革命運動を虐殺するものとしての本質は今も変わらない。わざわざ未遂罪、藏匿罪を設けたり、告知を義務づけたり、またその規定のきわめてあいまいな事や、「――の目的」を持つていない事を証明しないかぎり、「――の目的」を持つているとみなされるなど、その前近代性は、正に前世紀の遺物であり、即刻廢法化されなければならないなどたる悪法である。過去に於ても現在でも多くの学者によりその不要性・廢法化が主張されている。今回の刑法改悪に於ても、大部分の他の事案と異なり、これだけはその量刑が軽減されている。このように爆取法そのものの存在が意味がないばかりでなく、全く不当なものでありその量刑の重さは今日権力者自ら認めている。被告人は基本的にはこの爆取法は階級斗争を圧殺する為のものであると考へる。同時にその前近代性、違憲性は、多くの論を待たずとも明らかであると考へる。それ故即刻廢法化されねばならな

い。百歩譲って、この様な悪法は、その適用に於てはきわめて慎重な判断がなされねばならないに闇わらず、本被告事件、その他に於て爆取法が無原則に適用されているのは遺憾である。

右控訴趣意書提出いたします。

昭和四八年二月一〇日

右被告人 尾崎 力

(B) 「爆取弾圧について」

市川平

「ミット」愛読者の皆さん、獄外の全ての友人、兄弟、同志の

皆さん爆取粉碎に向けた斗いに立ち上がらんことを訴えます。六年から開始された非合法軍事武装斗争、七一年反革命とのセンス戦をも含めたR・W（革命戦争）は、我々に何を明らかにしたでしょうか。それは「プロ独」とか「権力奪取」を趣向する場合、R・Wを抜きにしては考えられないのは勿論であり、いかに労働者、人民と結合し、階級的暴力を組織して「武闘のプロレタリア化」をかちとついくのかと言う革命の基本問題に到達したことです。この「武闘のプロレタリア化」は、連合赤軍敗北後の階級斗争に示されている如く、我々内部の思想も厳しく問われ、R・W派は未だ全面的な反撃を組織し得ないが故に、権力は過激派がりに狂奔し、R・Wを斗った戦士達に対して重罪攻撃をしかけています。R・W時代に於る権力弾圧の質は単に過激派がりに限られるものではなく、全人民の監視体制であり、権力に組織された町内会、青年団、屋主を中心とした反動分子、秩序派をも含む労働者、人民に対する常時監視体制なのです。このスペイ育成Mは六九年一月佐藤訪米阻止、蒲田斗争の中で表わされたような、我々の大衆的実力斗争に対して、町内会が臨戦的に反革命武争するのではなく、七二年以来開始された「アパートローラー作戦」「常時検問体制」「不審者の強制連行」「E察・司法の一体となつた逮捕状・家宅捜査令状の乱発」にみられる如く、労働者

人民に対する日常の抑圧であり、権力の七〇年代治安戦略なのであります。七一年R・Wの高揚の中で、それまで公安事件と言うのは事件が起つた時「すでに八割まで解決している」と言つた公安の常識を我々のR・Wがつき破り、権力の弾圧を斗いの中で粉砕しました。だからこそ引き出した革命派弾圧体制なのです。これは我々が軍事をめぐつて、六九年当時は臨戦的戦斗団を編成したことに対しても、権力も又町内会を中心として臨戦的に反革命武装しましたが、六九年以後の武争闘争は、日常生活そのものが非合法化する中で、斗われ、権力は一部反動分子・秩序派を組織し、恒常的監視体制を強化して來たのです。そしてR・Wを斗った戦士達に対しても、連合赤軍を頂点として過激派「氣違い」一切の権利を認めないという重罪攻撃をしかけて来ています。その中で爆取は尊属殺人罪が違憲とされた現在、最も重い刑となっています。その第一条は「七年以上、無期又は死刑」という絶対許すことのできない第一級の革命弾圧法なのです。その発布は明治十七年（一八八四）實に八九年前のことであり、未だ帝国議会さえも開かれていなかった時に太政官が一方的に発布したのです。この爆取は何故に発布されたかといえれば、當時反体制政治勢力としての自由民権Mが民族地主を基盤とした板垣退助を中心とする国会開設派、農民を基盤とする大井憲太郎の左派に分裂する中で、その最左派が手製爆弾一五〇個を茨城県の加波山に運びあげ武装蜂起したが故に発布されたものです。この加波山事件が引き金となり秩序農民数千の蜂起・飯田事件、大阪事件、静岡事件と自由民権M左派の武斗のはしりとなつたのです。このような政治背景の中で発布された弾圧法としての性格はその後、明治三年幸徳伝次郎（秋水）

を中心としたデッチ上げ大逆事件、大正一二年関東大震災の時、官憲に殺された大杉栄の復讐の為、時の戒厳司令官福田大将を暗殺しようとした事件、同じく関東大震災の時、単に天皇を暗殺しようとする意志だけであるにもかかわらず、デッチ上げ起訴された「不逞社」の大逆事件、そして戦後の日共武装闘争、我々のR・Wが主な爆取攻撃の事件です。このように見たまでも、日本の革命M全てに適用されて猛威を振つていてることがわかります。加波山事件では、何故手製爆弾が使用されたのか、製造者である鰐沼九八郎は「明治一四年（一八八一年）ロシアのアレキサンドル二世が『人民の意志派』により爆殺されたことにヒントを得た『不逞社』」の大逆事件、そして戦後の日共武装闘争、我々のR・Wが主な爆取攻撃の事件です。このように見たまでも、日本の革命M全てに適用されて猛威を振つていてることがわかります。説明していますが、権力者にとってこれほど恐しい武器はなじいと思います。六・一七の様に一人のゲリラ戦士によつて一時に多数の反革命軍を殲滅でき、I・R・Aの如く政府機関の破壊もできるし、又土田邸爆破の様な高度の武斗もできるのです。問題は武器を使用する我々主体の側にあるのです。以上のように我々ゲリラにとって有効な武器は権力にとつては脅威であるからこそ、弾圧も又、一般犯罪と区別し、特別法として設けているのです。例えは單に刑が重いだけではなく、犯罪が成立しなくとも製造、輸入、所持、注文を為したる者（5条）又はその帮助を為した者（5条）を一律に三年以上十年以下に罰し、疑しきは本人の利益に従うとしているB・r法をも無視して犯罪目的のないことの立証責任を設けており、（6条）更に7・8条は告知義務なるスパイ行為を強制しているのです。このような弾圧法の性格は爆弾

の威力もさることながら、爆弾を使用する側の政治性、思想性が現体制を打倒し、新しい社会を建設するだけの内容を有しているが故にこそ、権力の弾圧もデッチ上げ起訴、大量起訴、重罪長期攻撃、フレームアップ等 R・W 派と労働者人民を分離し徹底した全社会的反革命弾圧をしかけてくるわけです。それに抗して斗り我々の政治性、思想性も又、プロ独を直接射定にいた政治性、思想性が要求されるのです。爆取とは以上の様な弾圧の質を有しております、それがアパートローラー作戦を頂点とする全人民の恒常的監視体制、抑圧体系の一環として爆取攻撃があるのです。我々はこの権力の七〇年代治安戦略に対して徹底した斗争と、労働者人民に対する革命派からの逆組織化が緊急に問われているのです。爆取粉碎を中心にして R・W 派の反撃と共に開始しようではありませんか。

○日帝打倒 ○爆取粉碎 ○再生に向けて R・W 派は団結しよう。

以下は爆取裁判の資料として読んで下さい。

判決文を読んでみると、爆取に所謂爆発物（今後 B と略す）の定義は様々であり、一定していないが故に、その B の定義を分類してみます。その始めに一番体系的に集められていると思う、昭和二七年一二月一六日大阪地方裁判所判例の B の規定に関する全文を参考のためにかげます。（事件は火薬ビンです）

二、B 取締罰則に所謂 B の意義

B 取締罰則（以下罰則と略す）は治安を妨げ又は人の身体財産を害する目的をもつて B の使用をはじめ、その製造輸入所持注文等の一連の行為を处罚する旨規定している。右罰則に所謂 B なる概

類により必ずしも同一ではありえない。例えばダイナマイトの主成分であるニトログリセリンの如きは、その他外部からのエネルギーを受ける時は、爆発的に分解する性質を有しその爆発分解進行速度は毎秒八〇〇〇米を示す（第一級爆発）のであるが硝酸カリウム、硫黄、木炭の混合物である、黒色火薬の如きは、燃焼速度が増大する場合等に爆発現象を呈し、その爆発分解の進行速度は、毎秒数百米を示す（第二級爆発）にとどまり、この場合は急速なる燃焼の延長と見なされるのである。従って化学反応の本質に於て、爆発と燃焼の間は差異のないものも存在し、その所謂爆発には急激なる燃焼も含むものと謂うべきである。このような意味にて前記のダイナマイト、黒色火薬はもとより、石炭ガス又はガソリン蒸気と空気との混合ガスおよび硫黄又は酸化アンチモンを塩素酸カリウムを混ぜて固めた、マッチ類も又、理化学上 B の範囲に含まれるものであることは鑑定人の認めるところである。

以上の通り理化学上 B の範囲は極めて広汎である。しかしながらマッチ類の如きが理化学上爆発と評価されるにしても、これが罰則に所謂 B として处罚の対象に値しないことは何人も否定しないであろう。それ故罰則に所謂 B としてその法的評価を堪えうるが為に、広汎なる理化学上の B の概念は更に、厳格な限定を受けるべきなければならない。罰則は治安を妨げ、又は人の身体財産を害する目的で B を使用した者に對しては、たとえ現実に、人蓄器物に対し侵害を与えた場合でも一律に死刑、無期若しくは七年以上の懲役又は禁固に處する旨を定めている。（罰則一条）刑法第二十七条は火薬氣カンその他 B （罰則の B との差異については問題があるが B は右 B をも包含する趣旨であることは文理上明白であ

念がその性質上、理化学的概念と密接な関連をもち、従つて、これが法的評価の前提として、必然的に理化学的評価をも要求せらるべき概念あるにもかかわらず、罰則は単に爆発物なる語を使用しているのみで B の定義をかけ、又その範囲を限定していないのである。一般に刑罰法令の解釈は罰刑法定主義の見地から当該命令の定めたる罪構成要件を、その文理や、論理解釈の範囲に限られその範囲をこえて、罰する方への拡張解釈乃至類推は避けられない。そこで理化学上の B とはいなるものを称するのであるから、ある理化学的概念を基礎にして法律の評価を拘束するものではない。そして、この理化学上の概念は必ずしも法的概念を拘束するものではないのであるから、更に進んで罰則に所謂爆発とは、理化学上のいかなるものに限定すべきであるかについて考察しなければならない。鑑定人の作成した鑑定書によれば、理化学上爆発とは、ある物体系の体積が急激急速に増大する現象をいうのである。勿論かかる現象には、蒸気カン、又は高圧ガスボンベの破裂等の現象をも含むのであるが、このような物理的に体積が急激迅速に増大する場合（物理的爆発）は比較的少なく、通常は火薬類の爆発の如く化学反応をともなう場合（化学的爆発）が多いのである。それ故後の場合のみを、理化学上、狭義の爆発と称するすなわち、物質の分解又は化合が極めて急速に進行し、かかる化学変化に伴つて、一時に多量の反応熱および多数のガス分子を発生し、体積の急速な増大をきたす現象が爆発であると定義する。そして右の定義に示されている爆発性を保有し、物質を理化学上の B であると称する。ところでこのような B のもつ爆発性能は、B の種類を破壊したものは現実に公共の危険が発生したことを条件として罰則に放火等又は失火罪の例に従い处罚せらることととどまる。その他犯人隠匿証拠インメントの各罪につき刑法の二年以下の懲役又は一万円以下の罰金（刑法第一〇三条、第一〇四条）に対して罰則は十年以下の懲役又は禁固（罰則九条）を定め、刑法は殺人又は放火の各予備罪に対しては二年以下の懲役（刑法第二三條第二〇一条）を科するにとどまるが罰則は予備的諸行為につき、三年以上、十年以下の懲役又は禁固（罰則第三条第五条）を定めている。このようないくつかの罰則は刑法の特別法を形成するとはいえ、その所定刑は極めて重いものと謂わなければならぬ。のみならず B 使用の如きに關連ある犯罪を発見しながらこれを警察官吏に告知しないこと（罰則七条八条）等をも处罚し、犯罪行為の範囲を著しく拡大する。従つて或る物件が罰則に所謂 B と認定せられるならば終情（上の二字疑しいが記します）に於て重刑を科せられるのみならず前記の犯罪行為の拡大化に伴ひ、犯罪度査の段階に於ても又、警察機関の可能なる検査範囲は著しく拡張されるのである。思うにこのようないくつかの罰則の特質は危険の発生する可能性の極めて大なる

B を未然に検査してこれを嚴重に取締ることにより公共の安全を確保せんとする、罰則制定の目的に照し制定せられたものである。そうだとするならば、この罰則から帰納し特に法定刑の著しく重い点を勘案してこれによる取締の対象たる、B の範囲は化学反応

による強烈の爆発力を保存し、かつこれがため、公共の平和を擾乱し又は人の身体財産に被害を与える可能性極めて大なるものに限定されなければならない。

すなわち罰則に所謂Bとは、前記の如く、狭義の理化学上、化学反応に因る、爆発性能を保有する、物質の強烈の爆発（その中に爆発のみならず急激なる燃焼としての、第二級爆発をも含むことは既に述べた。）作用を惹起し、その爆発作用自体の破壊力が直接の原因となり、公共の安全を攪乱、又は人の身体財産を傷害・損傷するに足るものであることを必要とすると謂わなければならない。理化学上明らかにBであるとしても、右物質が少量である場合の如く、爆発作用が微弱であり、いわば小爆発にとどまる限り罰則に所謂Bとは認められないものである。」

以上判決文は、Bの規定に關して、①理化学上の爆発とは何か。

②法の解釈としてのBの規定は何か、③更に限定したBの規定となつてゐる。①、理化学上の爆発とは、或る物体の体積が急速に増大する現象を謂うのである。（物理的爆発）、物質の分解又は化合が極めて急速に進行し、かかる化学変化に伴つて一時に多量の反応熱及び多量のガス分子を発生して体積の急速なる増大を来たす現象（化学的爆発）。

つまり、理化学上の爆発とは、物理的爆発及び化学的爆発の二種類ある。その内、物理的爆発及び化学的爆発の二種類を広義の爆発と呼び化学的爆発の場合だけは狭義の爆発と呼ぶ。②法解釈としては、化学的爆発を罰則に所謂Bと規定していると解釈してゐる狭義の爆発。③更にその化学的爆発作用が微弱である場合、小爆発に止まる場合、その化学的物質が少量である場合、罰則に

所謂爆発物とは認められないと厳格を規定を設けている。

以上の大阪地裁判決の判例の様に厳格な規定を設けている場合は少なく、「治安を妨げ、又は人の身体財産を害せんとする目的」と言う反体制者に対する、予断と偏見を持つて、裁判官自身の資本主義社会体制維持、と言う主観的・情緒的恣意もしくは政治判断に委ねられ、現在R・W（革命戦争）を斗つた爆取被告は長期、重罪攻撃の弾圧にさらされているのです。以下、日共武装斗争の中で使用された武器である火薬弾とラムネ弾の分析をしてみます。

[1] Bを理化学上広義の意味に解釈していける判例

①昭和（これからSと略称する）三十年、四月二十五日の福岡高等裁判所は、ラムネ弾その構造はラムネ弾の中にカーバイトを入れたものでこれに水を注入すれば弾の中のカーバイトがアセチレンガスを発生し弾中の球が弾口を密閉し高圧となり破裂するよう装置されたものであり、その作用はラムネ弾中に適度の水を注入し弾を傾斜させることによつてアセチレンガスが弾中に充満し高圧となつて弾を破裂するものであるがBであるか、いかをめぐる論争の中で、「爆発性能が極めて高度であるとか」「不特定多数の人の身体財産に対し甚大な被害を与えるに足る能力を有する」と言う様な加重要件は、これを必要としないものと言わねばならないとして、ラムネ弾が罰則に所謂Bであると判決した。

れ等を右罰則に所謂Bであるとして取締の対象とする価値があるものとは何人も考へないであろう。結局B取締罰則の目的が社会公共等に甚大な危害を与える可能性の極めて大なるBを未然に検査・発見してこれを厳重に取締ると共に、右のようなBを使用し又は使用せしめたもの、或は其の使用に、便宜を与えた者等などに對しては、実害の発生したと否とを問わず等しく厳罰に処することにより、公共の安全を確保せんとしたものである、と解されるところからして其の取締の対象である所謂Bの範囲も公共の平和を攪乱し、身体財産に危害を与える可能性が極めて大なる爆発力を有するものに限定すべきものと解するのが相当である」として火炎弾がBでないとの判決を下した。

②S二十九年三月二十三日金沢地裁はラムネ弾所持の為罰則三条で起訴された事件（①の（一）と同事件）に關して、以下判決している。

「本件ラムネ弾のカーバイトと同種同量のカーバイトを入れた、ラムネ弾に水を注入してこれを縦横各五十七cm半、深さ八十九cmの四分杉板（厚さ約1cm）作りの箱内に投入し、箱底から約三十cmの高さに止まらした場合の破壊は、ガラスの破片が木箱の四壁及び底板に突き刺り、一回（一弾）破裂毎に1cm以上の傷が二十個乃至四十個に及び甚しいものは、二十五瓦程度の大破片が四分板を貫通する程度であり、これを身体財産に接見して作動させる場合三十cm以内にある顔面頭部、腹部に對しては傷害を与えるに足り、また五〇cmない至六〇cm離れている時でも薄着又は露出部には傷害を与える

② Bの基準に厳格を規定・制限を加えていける判例

①S二十八年四月二十一日広島高裁は、火炎弾がBであるか否かの論争の中で、次の様に規定している。「いやしくも理化学上の所謂Bは、全て右の罰則に所謂Bに該当するものと為すのは失當であることは明らかであつて、例えば塩素酸カリ、硫酸、磷、有機物等を混じて製作した玩具の花火やマッチの類も理化学上所謂Bに該当すること明らかであるがこ

に足るものである。(注、この鑑定書は鑑定人山本裕徳作成の昭和二二年一月二十五日付鑑定報告書である。)しかしながら四分板を貫通する場合は、板を貫ぬいて、ころりと落ちたものであり、外へ飛び出してもその距離は一メートルであつてそれは数多い実験の中で、一、二回あつたにすぎないものであり、また、数回の実験後においても木箱自体はぐらぐらする程度であつて、破壊されなかつたことが明らかで、その破壊力たるや、公共の平和を攪乱又は人の身体財産を傷害損壊するにあたり、甚大な被害を与える可能性が極めて大なるものということができない。そうとすれば当裁判所の認定した公訴事実記載のラムネ弾の構造、装置、性能の限度においてはまだ以つて爆発物取締罰則に所謂Bに該当しないというべく從つて被告人は罪とならないものと解すべきである。」と判決した。(この第一審判決の無罪と第二審有罪判決は比較の対象として注目に値する。)

① S二九年九月七日福岡地裁はラムネ弾が罰則に所謂Bであるか否かをめぐつて以下の如く判決している。「ラムネ弾に同種のカーバイト一八ダをつめ、これに水三十立方(一字不明)を注入した場合の爆発力(右鑑定人によればこの場合が最も威力が大きい。)はラムネ弾から一〇cmの距離に窓硝子サラシネ綿(六字不明)等を置いて実験した結果より(二字不明)して人体から一〇cmの距離で爆発せしめた場合でも、軽微な打撲傷を与える程度で死の結果を出せしめる場合は通常考えられない」というのであるから、その威力の程度は低いものであることが認められる。(ここで、前記②の②に掲げ

が接触すれば化学的爆発が起るけれども、その爆発は塩素酸Kの量が僅少であるため、爆発作用そのものによる直接の破壊力は認められず……このような程度の爆発と燃焼力を有するに止まり、その爆発作用そのものによつて、公共の安全を攪乱または人の身体財産を損傷するに足る破壊力を有しない本件、火焔ビンはたとえそれがもつばら他人を殺傷し物を焼(一字不明)し、公共の混乱を招来する目的のためにのみ製造されたとしてもかかる主觀的意図によつて物の客觀的性質を左右することはできないから、罰則に所謂Bに該当しない旨判示しているのであって、この原判旨は首肯するに足る。」と理由を掲げ、火焔ビンが爆取に所謂Bでないと規定している。

② S三三年一〇月一四日、最高裁はラムネ弾がBであるか否かに関して以下述べている。「爆発物取締罰則に所謂Bとは理化学上の爆発現象を惹起するような不安定な平衡状態に於て、薬品その他の資材が結合せる物体であつて、その爆発作用そのものによって公共の安全を乱し、又は人の身体財産を害するに足る破壊力を有するものと解するのを相当とする」と當裁判所大法廷の判例(S二九(あ)三九五六号同三一年六月二七日大法廷判決第一〇卷六号九二一頁)とするところであり、論旨引用の第二小法廷判決(S二八年(あ)二八二七号同二年一月一三日宣告集七卷一一号二二一頁)もこれと趣旨を同じくすること明らかである。……本件ラムネ弾の性能、威力が前示のようにして水數十ダを注入して傾斜若しくは倒立させ玉が栓座につまつて密閉されると十七秒なし、十五秒ぐらいで爆発し、その際一七〇数個のガラス破片(三cm以上のもの約二六個)を大

ある鑑定人山本裕徳作成の昭和二七年一月二十五日付鑑定報告書と同じような山本裕徳の鑑定書を引用している。):四分杉板を貫通したのは極めて稀な場合であることがうかがわれ、多くはその(二字不明)に至らず、従つてその威力は必ずしも大なるものとは言えず、又鑑定人塙元久(一字不明)作成の鑑定書によれば、カーバイト二〇ダ(二字不明)三〇ダをそれぞれつめたラムネ弾に水六〇立方(一字不明)を加えリング箱(横五三cm、たて二三cm、深さ二六cm)の内で爆発せしめた結果は右箱を貫通したものはなく、その威力は右箱を破壊しない程度のものであることが認められる。しかし、右はいざれも鑑定の必要上比較的小なる木箱の(六字不明)したまま使用した場合であるが、實際上ラムネ弾がかかる条件の上に使用されることは殆んど考慮しえないことであり本件の如く人家に投テキする(三字不明)、考え得る使用方法によつて使用された場合にはその威力は更に軽微となることは容易に推察し得るところである。」としてラムネ弾は罰則に所謂Bではないと判決した。

③ Bの規定制限等について、ふれず、Bの規定を單に広義のBと解している場合

④ S三一年六・二七最高裁は火薬弾がBであるか否かについてB取締罰則に所謂Bとは理化学上の爆発現象を惹起するに於てB取締罰則に所謂Bとは理化学上の爆発現象を惹起するような平衡状態において薬品その他の資材が結合せる状態であつてその爆発作用そのものによつて公共の安全を乱し、又は人の身体財産を害するに足る破壊力を有するものを指称すると解するのを相当にする。」として「右塩素酸Kと濃硫酸

部分は一〇米以上、最大距離三六米に飛散させその身体若くは財産に対する損傷能力はラムネ弾から約一〇cm離れた距離にある窓硝子、サラシネ綿、牛皮等があると窓硝子はめちゃめちゃに破損し、サラシネ綿は断々に切つたように口が開き、多くはラムネ弾の破片が通過した形跡を示し、革皮も切れて破片が通過する……諸々実験中約五米の距離にいた実験補助者の足に硝子の破片が当り、しかも破れ口でない部分が当つたと想像されるのに洋服及び靴下を通して皮下出血を起した事実があり、三米ないし一〇米の範囲であれば、人体を傷つけ、五米より近くであれば、治療を要する程度の傷を与え、またその爆音は屋外では五、六〇米以内、屋内では三〇米以内にいる人を驚かしめるに足るものであること、その他原判決の認定したものである以上、右発生したアセチレンガスが弾内に急速に充満増加する為高圧を生じ、弾を破裂させるに足る現象は一種の物理的爆発現象であるとし、本件ラムネ弾は右罰則に所謂Bに当るとした原判決は相当である」として、ラムネ弾が罰則に所謂Bであると判決したのである。(尚この事件は前記②の③と同一事件であり福岡地裁においてはBではないと判決している。

④ 特殊な判例(ラムネ弾がBとならない場合)
以前にBはBとしての破壊力、威力、性能を有していないか否かを問う判決(不発弾についての一事件)S二八年六月二五日福岡地裁は以下判決している。「ラムネ弾にカーバイトと水を混入したものが爆発現象を惹起する為には一定の条件を具備すること、すなわちラムネ弾内に投入されるべきカーバイトの分量が一

五タ以上であつて注入される水量も充分であり、かつ球栓が栓座に接着して完全に密栓となつてゐること、そのビンを傾斜し、球栓を栓座に接着させて完全に密栓を施すことにより二〇秒ないし三〇秒間にビン内に発生したアセチレンガスが反応熱により急速に膨張しビンを破裂させるに足る程度の異常な圧力を生ぜしめて起るものであつて、この場合、球栓が栓座に接着して密となつた瞬間、はじめて爆発現象を惹起する過程に進行するいわゆるラムネ弾は、爆発可能な分量である十五瓦以上のカーバイトの投入された、ラムネ弾に充分な水量を注入した後、その球栓が栓座に接続して密栓となつた瞬間において理化学上のBとなるものと解するものが相当地ある。そうだとすればラムネ弾を使用したのに、それが爆発しなかつた場合球栓が栓座に接着してビンが密栓となつた限り、それは既にBとなつたラムネ弾を爆発させるまでの処理が拙く爆発直前にビンの破損等によりアセチレンガスが外部に飛散した為に爆発しなかつたもので、それにBを使用したものと言うことが出来るが、球栓が栓座に接着せず、ビンが密栓となつていないのでそれは未だBとしてのラムネ弾の製造が完成せず、Bでなかつたものを爆発させようとしたまでのことでBの使用とはならぬものといわなければならないことになる」として、罰則に所謂Bではないと判決した。

Bを理化学上、狹義の意味に解釈している判例（この判例は少なく私の調べた資料の中では冒頭に全文を掲げた、S二十七年十二月十六日、大阪地裁の判例だけです）

① S二十七年十二月十六日大阪地裁は火炎ビンがBであるか否かに關して「理化学上の爆発とは、或る物体積の体積が急激迅速

所謂Bの規定はB_r法のワク内に於ても非常にその規定が異なりB_r法内部に於てさえもその判決が無罪、一転して有罪となるのは具体的事實や証拠に基いて判断するよりも「公共の安全を乱し、人の身體財産を害する目的とか治安を妨げ人の身體財産を害する目的等の目的を罰する目的罪」だからです。当然のことながらこの思想性、政治性を裁くことにこそこの爆取の目的があり、この目的思想性をもつた組織自体が直接にその斗う主体自身が現体制を全面的に否定し、新しい社会体制を内包しているからです。この思想性、政治性を裁くことによって無罪の判決を斗いとりながら高裁、最高裁の上級裁判所において無罪の判決を斗いとりながら高裁、地方裁判所において無罪の判決を斗いとりながら高裁、最高裁の上級裁判所において無罪の判決を斗いとりながら高裁、は四五年から裁高裁長官、石田の下で始まつた司法の反動化としての青法協会員の再任拒否等の如くKQ斗争が深まりシ烈に斗われる場合、又は政治裁判の場合、司法の反動的本質が表われるということです。先頃、最高裁は刑法二〇〇条尊屬殺人を違憲と判断しましたが、この判断から見れば、爆取も当然違憲です。

以上書くにあたつて裁判資料を提供してくれた総監公舎爆破未遂事件の「六人を救援する会」の人達に厚くお礼をのべます。

東拘 一九七三年四月十四日

市川平

に増大する現象を謂うのであるが勿論かかる現象には蒸気カン、又は高圧ガスボンベの破裂等の現象を包含するのであるが、このように体積が急激迅速に増大する場合（物理的現象）は比較的小かる化学變化に伴つて一時に多量の反応熱および多数のガス分子を発生して、体積の急速な増大を来たす現象が爆発であると定義する。そして右の定義に示されている爆発性を保有する物質を理化学上のBであると称する。」……「思うにこのような罰則のが多いのである。それ故後の場合のみを理化学上の狭義の爆発と称する。すなわち物質の分解又は化合が極めて急速に進行し、これを嚴重に取締ることにより公共の安全を確保せんとする罰則制定の目的に照らし制定せられたものである。そうだとするならば、この罰則の特質から帰納し特に法定刑の著しく重い点を勧案してこれによる取締の対象たるBの範囲は化学反応による強烈の爆発力を保存しかつこれが為に公共の平和を擾乱し、又は人の身體財産に被害を与える可能性が極めて大なるものに限定されなければならない・すなわち罰則にいわゆるBとは前記の如く狭義の理化学上化学反応による爆発性能を保有する物質の内強烈の爆発（その中には爆発のみならず急激なる燃焼としての第二級爆発物をも含む。）作用を惹起しその爆発作用自体の破壊力が直接の原因となり、公共の安全を攪乱又は人の身體財産を傷害損傷するに足るものであることを必要とするといわなければならない。」と規定して火炎ビンがBでないと判決した。（尚資料は最高裁判所刑事判例集及び高等裁判所刑事判例集より）以上のよう爆取に

家族から手紙

「被告人の父としての感想」

尾崎謙一郎

一

私は被告人尾崎力の父です。この度法を犯し、現在東京高裁にて、二審公判が進行中であります。が、現在同じ内容の公判が他に三件審理中とのことで、このたび有志の方々により、救護活動の強化、強力な弁護団の組織及び機関誌の発行等が企画され、私達被告人の家族といたしまして、感謝に堪へない次第です。一審は求刑十年、判決六年であります。が、無論予想以上の重刑であり、如何に体制側が、この種の事件に対し異状を憎しみと、左翼運動の撲滅に執念を燃やしていることを、強く感じたのであります。爆發物取締罰則と云ふ明治十七年太政官布告が

末だに生きており、その内容たるや、現在の刑法において、尊属殺人の罪が違憲であるとの判例が最近最高裁判所にて示された現在、刑法にも例にない最高の重罪を内容とする所謂爆取法を適用していることについて、聊さか疑問を感じてゐる次第です。

若い人達が現在の日本の社会の現状を見て、如何に矛盾に満ちたものであり、国民大衆のために、自己一身の利益を無視して行動をする、この気持は、まことに崇高なものであり、この点については多大の敬意を表し、亦理解を示す者であります。が、その方法について、人の殺傷につながるような暴力行為についてはどうしても理解することが出来ないのであります。

あくまで徹底した理論闘争によつて、これにより生れた具体的な施きいと反省致して居ります。と共に、この度の事件で被害者の無かつたことを、不幸中の幸ひとひそかに喜んでゐる次第でござります。父親は役所勤めをして居りましたが、道義的な責任を感じ退職致しました。私達の生活も苦しくなりました。しかし今は息子をうらむ氣持はさらさらありません。親馬鹿と申すのでございましよう。健康に留意して、一日でも早く帰宅が許され、家族揃つて笑へる日の早やからん事を願ふ毎日でござります。

六月八日

経過報告

ミットの再出発にあたつて今までの経過を若干述べてみたいと思ひます。RG戦士達およびシンパに対する国家権力の弾圧が始まつたのは一昨年、S四六・一月B君の逮捕からでした。はじめB君は別の事件で取調べを受け（B君は七〇年京都米タン阻止闘争で指名手配になつていた）それから六ヶ月後の五月に爆取で起訴されました。その間、権力はよつてたかつてB君を孤立化させ、彼の革命的な魂を抜きとり、あやつり人形のように動かしてゐたのです。彼の自供によつて一〇名以上（毒物・劇物・イントク罪を含む）が逮捕され、数名が全国に指名手配されました。Br新聞は「七一年一〇月に都内各地の交番につきつぎに爆弾がしかけられたのは『超過激四派』の一つであるRGの犯行であることがBの自供によつてわかつた。」「爆弾作りの名人であるRGはまだカイ滅的なダメージはうけていないから今後の動きをケイカイしている。あるいは『極左暴力取締本部に新たにRGデスクをおいた』『RGは地下において連合赤軍とドッキングし、更に過激な闘争をする可能性が強い』等々といつた内容を書きたて、超過激派キャンペーんに拍車をかけ、いきました。逮捕者はいずれも長時間、カコクな取調べを受け、（これはO君の手紙で明らかです）I君などは数ヶ月も接見禁止のまま代用かんごくに留置されました。O君は一度釈放になつたすぐあとで（全く同一事件で）異例の再逮捕、S君は三回も続けて逮捕されています。自供しか決め手のないこのような事件では、国家権力はあらゆる手を使って、被疑者を精神的・肉体的に消耗させ、自

策を実行し、多数の労働者の支持を受け、実りのある社会を建設していく無血革命と云ふ方法は、若い左翼の方々には理解されないのか、私らは判らない。無論新左翼そのものを勉強していない私には知識不足のためにそう感じるのかも知れないが。ともかくこの様な感を深くする今日この頃です。

追記

私は被告人尾崎力の母でございます。

皆々様より何かとお世話になり、深く感謝致して居ります。この度は息子が世間をお騒がせるような事件を起し、申訳なく存じて居ります。小さい頃より身体が弱いものですから、気を付けて育ててまいりました。学校の成績も別に悪い方ではなく、性質も朗らかで、やさしい気質もあり、希望をかけて居りました。それが突然このような事になり、私は頭が古いのでしょうか、息子の気持が良く分らないのをござります。何も分らない自分を考へ、そして息子のことを思ひ、毎日泣き悲しんでおりました。でも甘やかして育てた私の責任もあります。

力の母
尾崎園生

供に導いていくのです。今獄中にいる四人の被告達も完黙できずには自供してしまいました。初めのB君の全面自供の裏には組織の分裂、解体ということがあつたことを見のがすわけにはいきません。そして権力にその弱点をつかれ、「もう組織なんてないんだよ」「みんな自分の保身を考えているだけだ」「〇〇がもうみんなしゃべっている」「自供」が「自供」を生んでしまったのです。私達はB君やその他の被告だけをせめようとは全然思っていないし、彼らだけの問題だとも思っていません。六九年と七一年とどう特異な時代を共に斗つて来た私達の共通の問題であり、私達自身の歩みの自己総括を共にやらねばならないと思うのです。それは、彼等自身の問題であると同時に私達自身の問題でもあるのです。

I君が逮捕され警視庁に留置されていた時に、京拘S君、東拘T君、東拘O君が連名でI君にはげましの便りをよせてくれました。

I君も私達もどんなに勇気づけられたかわかりません。私はミットの精神とはこのようなものだと思っています。ミットとは、ドイツ語で、「ことと共に」という意味です。

その後S君は二度の逮捕にも断固として完黙で斗いました。私達のスクラムは再び組まれたのです。ミット一号は、その時、四人の被告達の要望の下に、それぞれの討論の場を設定する意味で発行されました。

次に各被告の公判ですが、逮捕された時期や他の事件との関係で統一公判にはなっていません。各被告の公判進行状況は次の通りです。

氏名	起訴罪名	起訴された事件の場所	在拘置所	公判状況
斎藤哲夫	爆取一条	中宿派出所	京拘	現在二審6/19

尾崎力	爆取一条	養育院前派	東拘	次回公判、一審判決は実刑六年(求刑一〇年)
派出所	養育院前派	東拘	東拘	

竹谷俊一	爆取一条	中宿派出所	長崎神社前	
市川平	爆取一条	長崎神社前	東拘	

B君	爆取三条	製造	保釀中	5/21 求刑一〇年、 判決公判7/3の予定
派出所	長崎神社前	東拘	檢事側立証、次回公 判6/29(於富山地裁)	

ミット
四号
一九七三年七月一日発行
ミットの会
発行
連絡先

口座番号 二六六一四〇三二七二二
三菱銀行横須賀支店

訂正と謝罪

訂正ケ所

竹谷君の手紙の掲載と空爆報告（P.55）の部分に關して、共産主義者同盟（以下G）から抗議がありました。竹谷君の手紙については、我々「ミッテ」の会が直接本人に依頼して書いてもらつたものであり、その抗議の主旨にもとづいて本來なら削除すべきところですが、既に印刷を終えていることもあって、共産主義者同盟（以下G）の了解を得て、そのまま掲載することとした。

「空爆報告」P.55の部分に廻しては、以下の如く訂正すると同時に、連絡がそれなかつたとは云え、我々の意図に反して、共産主義者同盟（以下G）の立場を無視することとなり、結果的に共産主義者同盟（以下G）の立場に敵対するかの如き内容になつたこと、そのことにみつて共産主義者同盟（以下G）に多大の節めにわべをおかけした事もおわびしたいと想ります。

我々としてより余とも竹谷君も始めた田君の救援活動を続けてゆく意志のあること、その場合共産主義者同盟（以下G）の立場を尊重するに付けて付け加えておきます。

尚、我々「ミッテ」としては、このパンフの頭の半断面もども書いて、活動を続けてゆくつもりですが今後とも皆さんのお指導御鞭撻をお願いします。更にこのパンフの配付があくれたことをおわびします。

（以下）

① P.55下段六行目「その権力はよつこながって……」

（七行目）……あやつり人形のみうら動かしていいのです。」を削除する。

② P.56二行目「初めの田君の全面自供の裏に……」

（六行目）……西供（）が西供（）が西供（）を生んじましたのです。」の五行を削除する。

③ P.56下段中の「竹谷俊一 爆取一 滋賀県立前池派出所 東拘 法水刑一〇年 判決公判終了時を削除する。

以上、「ミッテ」の所

